

令和元年陸別町議会 9月定例会会議録（第4号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和元年9月19日 午前10時00分		議長	本田 学	
	閉会	令和元年9月19日 午後3時02分		議長	本田 学	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	出席 7人	1	中村佳代子	○		
	欠席 0人	2	三輪隼平	○		
		3	久保広幸	○		
		4	谷 郁 司	○		
		6	多胡裕司	○		
		7	渡辺三義	○		
		8	本田 学	○		
会議録署名議員	三輪 隼 平		久保 広 幸			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野 勝 政			主任主査 竹島 美 登 里		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野 尻 秀 隆		教 育 長	有 田 勝 彦	
	監 査 委 員	飯 尾 清		農業委員会長（議員兼職）	多 胡 裕 司	
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	早 坂 政 志		会 計 管 理 者	棟 方 勝 則	
	総 務 課 長	芳 賀 均		産 業 振 興 課 長	副 島 俊 樹	
	建 設 課 長	清 水 光 明		保 健 福 祉 セ ン タ ー 次 長	丹 野 景 広	
	総 務 課 参 事	高 橋 直 人		総 務 課 主 幹	菅 原 靖 志	
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教 委 次 長	空 井 猛 壽				
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名	農 委 事 務 局 長	瀧 口 和 雄				
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
3	意見書案第3号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求 める意見書の提出について
4	発議案第1号	議員の派遣について
5		委員会の閉会中の継続調査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので御了承願います。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番三輪議員、3番久保議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長（本田 学君） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） まず初めに、このたびの山本厚一議員の訃報に接しまして、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、御冥福をお祈りしたいと思います。

また、今回、台風15号で被災されました千葉県の皆様にも改めてお見舞いを申し上げます。

さて、早いことに、ことしも残すところ3カ月ちょっととなりまして、大変月日の流れを早く感じるとともに、外は本当に秋風が吹く時期になりました。9月の定例会に当たりまして、この時期は秋の交通安全、9月21日から始まりまして、本町においては、平成26年9月18日から令和元年7月30日現在で交通事故死無災害記録が駐在のお話によりますと、1,778日を迎えたそうでございます。この記録も更新しながら皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回は、これに伴いまして、交通弱者への支援と交通環境改善に向けて、町長にお伺いしていきたいと思っております。

また、本題に入る前に2点ほど、通告にありませんが、町長にお聞きしていきたいと

思いますので、よろしくお願ひいたします。

陸別の65歳以上の人口、7月末現在で921名ということで、全体人口の38.81%と、徐々に上がってきているような傾向にうかがえます。日本全体で見ても65歳以上の人口というのは約28%を占めているそうでございます。

そんな中、データは古いのですが、日本のドライバーの人口は約8,200万人、北海道では約340万人弱の方がドライバー。65歳以上のドライバーといたら、約69万人と言われております。私の町内会におきましても、ちょっと調べましたら、70歳以上のドライバー、新町一区、約40名弱いらっしゃいます。この現状から見ても、非常に車社会で頑張っていかなければならないという環境でございます。

町長にお聞きしますが、町長は、何歳ぐらいまで運転できる、これは個人差がありますが、何歳ぐらいまで運転をしようかなと思っておりますか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 大変難しい質問なのですが、私が免許を取ったのが、議員と同じ年でもありますので、たしか昭和47年ころ、1972年ぐらいだったと思うのですが、それから運転していると考えれば、四十六、七年運転としていることになるのですが、ただ、私も、今、議員おっしゃる高齢ドライバーの一員になりまして、ただ、いつまで運転できるかというのは、やっぱり運転に大事なのは判断力とか機転力、機敏性とか、そのときの健康やなんかの問題もあるでしょうから、家族の者とか第三者の方から、「あんた、運転もう危険だよ」と言われるころまでかなと。ですから、何歳までということとは、今の時点では言うことはちょっと難しいのではないのかなと、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 先ほど町長が言われましたように私も同じ年代で、自分としては80歳くらいまでは頑張りたいなと思っております。

最近では、アクセルとブレーキの踏み間違いによる操作不適というのですか、そういう高齢者の事故が本当に多発しております。2018年では、全国で交通事故の約21%が65歳以上の方が運転されている事故と聞いております。また、ことし上半期においても死亡事故が全国で、高齢者によるものが172件発生しているようでございます。道内では、2018年交通事故件数が約1万件弱、9,931件、そのうち24時間以内で亡くなっている方が141件ということを知っております。

その要因は、先ほども町長が言われましたように、高齢になると視力の低下とか反射能力の衰え、そして認知機能の低下と言われております。最近では、本当に高齢者による事故が非常に多くて、死亡重大事故、たくさん多発しております。今そういう事故に対してもクローズアップされていまして、町長はこの交通事故に対してどのようにお考えですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように最近、高齢者のドライバーによる重大な事故が報道されています。そして、余計注目されているから、以前よりももっと報道の数も多いのかなと思っているのですが、交通事故死亡者の半数以上が65歳以上の高齢者ドライバーによるものというデータ、年によって違うでしょうけれども、それが半分ぐらい占めているということもありますし、最近、心痛めているのは、高齢者の方が運転の操作ミス等々で孫さんとか自分の奥様でも誤って車でひいて死亡させてしまったというようなニュース、最近もあったのですが、こんな悲しいニュースに接するたびに心を痛めているというような状態であります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 私たちも町長の言葉の中にあるように、自分においても大変悲惨な事故になりますので、日々気をつけていかなければならないと思っております。

それで次に、本題に入りますけれども、免許証返納者に対する対応についてお伺いしてきました。

昨年、十勝における交通事故については、人身事故が517件発生のうち、高齢ドライバーによる事故は144件、全体の3割を占めているそうでございます。国内においては、大きな事故としては、昨年、先ほど町長もお話ししていましたが、都内で88歳の運転する方が暴走して母と子を亡くしたり、また、福岡では80歳の運転する高齢者のドライバーが5台を巻き添えにして、男性と妻が死亡すると。大変全国でも痛ましい事故が発生しております。

このような環境の中、昨年、十勝管内では1,010人の方が運転免許の自主返納されたそうでございます。また、本町においては、平成30年度では5名の方、そして令和元年8月10日現在まで、本町においては8名の方が免許証の自主返納があったと聞いております。近所にも高齢により運転免許証の自主返納された方がいらっしゃいます。そういう中で、何が一番不便を感じますかと尋ねましたら、やはり町外への病院の通院とか、妻が運転免許がないために、買い物とか用事を足すのが非常に困難で、自由に行動ができないということで、非常に今になって不安を感じているそうでございます。

これに先駆けて、管内の新得町では、福祉交通助成制度というのを設けまして、70歳以上の免許証返納者に対して最長2年間、タクシー利用者に対して乗車料金の助成をしているということで、その後、返納者はマイカーに依存することなく、日常生活も充実した環境にあると。そういう制度ができたと言われております。本町においても70歳以上の方に対して、タクシー代の助成制度、1.4キロ以内350円の助成があるものの、また、これに関しては別枠の中で対応していかなければならないのではないだろうか、そのように思っております。

車を運転された方にとっては、免許証の返納をすることは、人生の中の私は本当に苦渋の決断をされたことと思っております。何しろ、私たちも同じですけれども、きき足をなくしたと同じ、自由行動に限りが出てくるというようなことで、最寄りの駐在所の方も、

高齢者による交通事故撲滅に向けて、返納者の支援事業に対して、大変行政に期待をしていますということを言っておりました。

今後、運転免許返納者が、その後、日常生活になれるまでの間、交通手段による支援対策についての考えをお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほども申し上げたとおり、高齢者ドライバーによる重大事故が多発しておりまして、高齢者の運転免許の是非が議論されております。

その中で、運転免許証の自主返納を促すための方策としまして、他の市町村におきまして、いろいろな特典を設定しているということも承知をしているところであります。さらには、返納後、一定程度交通確保のための各種助成制度を設けている市町村もあるということも承知をしているところであります。

また一方では、当町のような地理的環境におきましては、車は生活必需品であるという意見もありまして、単に年齢要件などで返納を促すのは厳しいと考えているのが正直なところであります。

免許証の自主返納につきましては、運転免許証更新時の高齢者を対象とした検査の結果等で、本人や家族の方々の判断によって行っているというのが現状ではないかと、そのように思っています。

現時点では、免許返納後の方への対策というよりは、地域交通のあり方という観点で検討していかなければならないなというふうに考えているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 返納者については、私は短期間でもいいですので、その辺の支援、何かいろいろな対策があれば、ぜひこれからも高齢者による交通事故撲滅に向けて考えていただければよいなと思っております。

今回、交通弱者について質疑しておりますので、関連といたしまして、コミュニティバスについて2点ほどお伺いいたします。

コミュニティバスについては、町長の公約の中で、平成28年11月より運行されまして、現在、2年以上経過して、間もなく11月で3年目を迎えます。今年度も委託費676万5,000円予算が計上され、現在運行している状況であります。今では管内どこの市町村においても、交通弱者への支援としてコミュニティバスが運行されて、実施されております。

その中で、ほとんどの町村で利用者が大変喜ばれているという事業でございます。どこの町にしても、自分たちの町を生かして、ゆるキャラや、特徴を生かして、バス一面にラッピングかけて上手にPRしております。私はPRとして、ぜひ本町もラッピングについては、いろいろなキャラがありますので、利用しながらPRをしていただきたいなど、このように思っております。

本町においても最初のスタートから、この間、利用者等の声も含め、改善を図りなが

ら運行されてきていると思いますが、コミュニティバスが運行され、約丸3年を迎えましたが、今の時点での町長の評価は、どのように考えているかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 渡辺議員には、コミュニティバスが運行してから1年後だったと思います。平成29年の12月定例会だったと思うのですが、一般質問を受けたというのを記憶しております。

現在、お話のとおり、この事業がスタートして約2年7カ月経過しております。まずは、昨年度の実績などを申し上げたいと、そのように思います。乗車の実人数延べ1,300人、稼働日数は243日となっております。1日平均では5.35人が利用されております。郊外の利用は延べ128人、この運行回数は、殖産、トラリ方面が17回、上陸別方面が24回となっております。前年度の平成29年度と比較しますと、稼働日数は243日で同じですが、乗車実人数が463人減で、1日平均が1.91人減となっております。ただ、平成30年4月から7月までと、ことし4月から7月までを比較しますと5.42人から5.94人と増加に転じておりまして、新たに利用される方も出てきていると、そのように思っております。

また、昨年度においては、最大乗車人員が5人でありました。私としてもこの事業が大分定着してきたと感じているところであります。今後も住民の皆さん、特に交通弱者とされる方々の足として利用しやすいように改善を加えながら、運行内容の充実を図っていきたく思っているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 本当にコミュニティバスについてはしつこくて済みません。利用者から喜ばれて、いい事業だと町長も評価しておりますので、これから改善を図りながら、ますますいい方向に進んでいただきたいと思っております。

今、先ほど町長の話にあったように、昨年、約1,300人が利用されているということで、本当にいい傾向で進んでいると思います。今やコミバスは、交通弱者にとって本当に強い手助けの一つの手段だと思います。どうか費用対効果を求めずに、この事業についてはずっと継続してほしいなと思っております。私もまち中を歩いていましたら、コミュニティバスが通ると本当にちょっと安心しております。その中で温かく見守っておりますので、よろしく願いいたします。

前回、町長、先ほど言われたように平成29年12月、私、一般質問でいろいろと何点か質問させていただきました。そのとき、利用者や担当者の声の中で、五つぐらいの経過の中でお話をいただきまして、そのうちの一つ、これは平成29年のお話になりますが、利用者の方からの声で、狭いことから乗りおりが大変だと。そして中が狭過ぎると。荷物を持って乗車するのが大変困難である。それとあと、コミュニティバスが一般車両と、中であれば非常にわかりづらいということで、これについても改善されて、今、コミュニティバスがすぐわかるような形になっております。

電気自動車のために、特に冬期においては充電に苦勞しているということで。それとあと、陸別においてはやはりしばれの町ということで、冬においては冬道凍結の走行に大変不安があるということで、できれば4輪駆動、4WDがあれば本当に適切だという声もありました。このような声を大事に、私のほうで、現行の7人から少なくとも10人ぐらいの車両の考えはありませんかと聞きました。回答については、日産自動車より3年間の無償期間を受けているので、利用状況も踏まえて今後考えていきたいという返事をいただいております。

平成30年には日産自動車より車両を24万2,000円で購入されました。そして今回、コミュニティバスが運行されて11月で丸3年ということで、目の前にしてはおりますが、また、一部の利用者や関係者の方から声がありまして、大きく4点について要望がございました。

まず、1点については、ステップ、足かけ場が高くて大変乗りづらいと。利用されている方はほとんど高齢の方で、足が悪くてつえをついたりとか、いろいろな方が利用されております。それと、中が狭く、買い物袋をぶら下げたら、狭くて大変だと。

それとあと、電気自動車なので、特に冬期においてはバッテリーの消費が非常に早くて充電に苦勞していると。特に、冬道凍結路面の坂道などに不安があり、4輪駆動があれば安心なのだよなど、そういう声がありました。実際、私の住んでいる新町一区の1号線、野下さんの前の通りですが、あそこの坂も毎回、雪が降ったときだけなのですが、町のほうで滑り舗装をやっていただきまして、本当にありがとうございます。あれは大変助かっております。その中でも砂まきをしたりとか、結構雪が降るたびに苦勞されているみたいでございます。そんな状況の中で、改善も含めて考えていくことも私は重要ではないかと思っております。利用者や関係者の声も含めて、喜ばれて安心して快適な利用環境の面に向けていくのも必要なということで、車両の乗車についての拡大に向けてぜひ検討していただきたいと思っておりますが、この辺についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現在、コミュニティバスとして使用している車両は、平成28年2月に、これは日産自動車からコミュニティバス用として、議員おっしゃるとおり、無償貸与を受けた電気自動車であります。3年間の無償貸与期間が切れる前のことしの1月、格安の、先ほどもおっしゃいました値段で購入しております。それでも使用した期間はまだ3年半で、走行距離も約5万2,000キロということですので、今後もこの車両で運行していきたいと思っておりますが、更新時には、先ほどの利用者の声だとか、その時点のニーズを調査しまして、御質問の内容を検討していきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） ぜひこの件については、今後も、町長のそういうお言葉を聞きましたので、喜ばれている事業でございますので、できるだけ利用者に対して一番何が

大事なのかということを考えたら、そういうことでぜひ検討しながら、本当にいいコミュニティバスであってほしいなと思っております。

次の質問になります。次は、市街地から遠い人に対する交通支援についてということでございます。

当町においては、町内の交通手段といたしましたら、先ほどのコミュニティバスとかタクシー、スクールバス、この三つがございます。スクールバスは1日3便、これについては一般の方は無料で乗られると。コミュニティバスは町の中を巡回したり、予約制で町外に出たり、いろいろな形で応援していただいております。タクシーについては、70歳以上の方については、先ほどお話ありましたように1.4キロ以内550円の基本料金に対して350円が70歳以上の方に対しては助成されているということで、いろいろな形で努力していただいているのは確認しております。

今回、目を向けたのは、市街地から遠い方、特に陸別でございましたら、トラリ、殖産、トマム方面、上陸別や小利別方面に乗車される方について、もちろん町の方も町から郡部に行く、これも同様でございます。そういうことに対して、できればタクシーの助成についてということでございます。

私のところからも、郡部の方から、買い物や病院など用事を終えた後、待ち時間が結構あるみたいで、家には息子さんや嫁さんがいるのだけれども、迎えに来てほしいという連絡をしたら、仕事をしている最中なので、幾ら身内でも遠慮しがちになって、気を使ってしまうというお話を聞きました。それで、気軽にもっとタクシーを安く利用できないだろうかという声がありまして、先ほども言われましたように70歳以上については、郡部も町の方も一律で、1.4キロ以内であれば200円で乗れるというような形になっております。そのかわり市街地外の遠距離者については、1回当たり2,000円以上かかってしまうというお話も聞いております。ちょっと私、調べましたら、70歳以上の方で、タクシーを日ごろから利用している方といえは約10名程度いらっしゃるそうでございます。これは陸別町内の市街地から遠い方です。

このような利用環境を考えると、理想ですが、タクシー代がワンコイン、500円で乗れるとか、または1,000円、これが妥当かどうかわかりませんが、利用できれば私はいいなと常日ごろ思っております。例えば、極端ですが、1,000円台だったら500円で乗れるとか、2,000円台になったら1,000円で乗れるとか、遠い方は一律1,000円で町内の遠距離も乗れるとか、いろいろな考え方があると思います。高齢者に対する交通手段の拡大に向けた、さらなる福祉的環境整備、特に遠距離に住む高齢者の方にとっても、私は住みやすいまちづくりを提唱していくのも必要なのかなと、このように思っております。

そこで、70歳以上の方を対象にした遠距離に対するタクシー料金の助成について、今すぐとは言いませんが、ぜひ検討していただきたいと思いますが、この辺について伺いたいします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 在宅の高齢者及び障害者の生活圏の拡大、そして福祉の向上を目的としまして、平成16年4月施行している陸別町高齢者及び障害者交通費助成要綱では、満70歳以上の高齢者と重度の障害者を対象に、ハイヤー料金の一部助成を行っております。初乗り料金のうち200円と超過料金を自己負担いただいた差額を助成するというものですので、高齢者の場合、現行の初乗り料金は550円ですので、議員もおっしゃっていましたが、単純に350円を助成しているということになります。また、障害者はハイヤー協会での減免もありますので、その減免分も差し引いた差額ということになります。

本要綱制定の際も議論がありましたが、町の中心部からの距離を基準としているものではなくて、平等の金額を助成するという形での公平と考えまして、これまでも実施してきました。

超過料金が高額となる農村部の方々への新たな助成をしてはどうかということだと思いますが、公平性、また、財政負担の点を考えると、ほかの方法がないか慎重に検討しなければならないと、そのように思っています。

現行、議員がおっしゃるとおり、市街地外で生活されている方で移動手段を持たない方については、身体的にも経済的にもそれほど無理のない移動手段の提供は必要と考えます。管内において、チケット制でのハイヤー、タクシー助成を行っているところは数市町あり、その多くは重度の障害者を対象としています。中には、中心部からの距離を基準としまして、地区ごとに上限を定め申請に基づき、要件を満たした高齢者、障害者にチケットを交付しているところもあります。

当町の場合は、ハイヤーに乗車する場合に助成券を提示することで何度も乗車できますが、チケットの場合は、その使用方法などに問題が生じる場合もあるのではないのかなど、そのように考えています。

当町の場合、現状では、農村部のほうは1日3便ではありますが、スクールバスに無料で乗車することもできます。また、現在はコミュニティバスにおいて、予約によって郊外線を運行しておりますので、このことの周知をさらに行ってまいりたいと、そのように思っています。このコミュニティバスでは、なかなか不便が解消できないとなりますと、例えばですけれども、タクシー利用の目的なども把握した上で、乗り合いタクシーとか、場合によっては、からまつハウスへの転居なども選択の一つになってくることもあるのかなど、そのように思っています。つまり、多角的かつ柔軟に検討していかなければならないと、そのように考えております。

いずれの事業にも言えることですが、公的負担、自己負担ともに費用を抑えつつ、より効果のある施策を研究してまいりたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今いろいろお金のことも出ましたので、十二分に理解した上で

お話ししておりますので、その辺、今後ともぜひ、人数的に10名程度がいいのかどうか分かりませんが、少人数ですので、それがふえたとしても、どのような形になるかわからないけれども、町の方から見たら農村部の方というのは非常に環境が、交通手段については乏しいものですから、ぜひその辺も含めて今後検討していただきたいと、このように思います。

それでは、次の課題に入ります。本町においての駐車場等についてお伺いいたします。

平成元年6月より、ふるさと銀河線としてスタートしましたが、残念なことに平成18年4月をもって廃線となり、陸別町はレールのない町になりました。

そんな中、かわって国の交通ネットワークの拡大によりまして、連携強化、地域の活性化、また、物流、観光、それを目的に進められたのが、今ここを走っています十勝オホーツク自動車道の促進によりまして、非常に交通網がこれから変わろうとしております。また、平成29年10月、訓子府・小利別間16キロが開通いたしまして、現在は小利別から陸別方面に向かって施工中でございます。数年後には開通を目の前にして、今は陸別・足寄間、これは国の施策によりまして、凍結しておりますが、道路建設促進期成会がありまして、町長が行っていると思っておりますが、この工事施工について要望を出していただいております。本当に御苦労さまでございます。この開通によりまして、オホーツクから十勝、そして陸別と足寄が開通になれば札幌も一直線ということで、ますます交通量はふえて、陸別も大変重要な役割を持つような地域となると思われま

す。それと同時に、最近では、皆さんも御存じのとおり、大型車両が非常に多くなったことが目につきます。今後、高規格の陸別・小利別間の開通によりまして、さらにこれから考えられるのは駐車場の問題とか、あとは交通事故に対する安全対策、町の中においても今後さらに課題になるのではなかろうかと、このように思っております。

特に陸別町内においては、残念なことに敷地関係のこともございますが、駐車場には大変乏しい感じの環境に置かれていると思っております。特に大型車両のトラック、バスなど、駐車場は奥ありまして、トイレに行くのでも大変苦労されて、途中で問題が起きるのではないかなという場所にあります。特に懸念されるのは衛生面です。その辺も課題が出てくるのではなかろうかと、このように思っております。

それについては、今後これから私は町の出入り口、新町二区も今度帯広方面とか、そちらのほうの乗りおりができるような形になってくると思っております。それと、栄町の出口付近は国道に隣接しまして、今、出入り口が施工されている最中でございます。その中で、私は少なくとも一番先に考えられるのは、栄町の北見側の辺に大きな駐車場があればなど、常にあそこを通るたびに思っております。完成図がどのように描かれているのか、今の時点で私はわかりません。大型車両が休憩できる駐車場の設置も、私は国の事業体へ、さきの議員からもボックスカルバートの安全地についてお話しされておりましたが、私も駐車場については国の事業とはいえ、町からもぜひ交通安全対策の一貫とし

て要望していただきたいと思っております。それにつれて、交通量もかなり多くなりまして、多分シーズンにおいては、町の中が混乱するのではなかろうかと、そのようにも思います。

もう1点は、道の駅周辺整備についても考える時期ではないかと思っております。道の駅周辺については、私、一般質問の中でやらせていただきました。特に陸別の道の駅に向かって左側、Aコープ側ですけれども、町長は、あそこは自然があってというお話をされていましたが、見るからして歩道とか、木が七、八本ぐらい立っています。あの辺も自然がいいのかもしれませんが、一部改良して、私はバスとかトラックが、この前お話ししました町のスクールバスも3度、駅に行ったり何だかんだして、この前も黙視しております。観光バスがとまって町のバスが後にいて、バスの運転手がいなくて、生徒が小利別方面かあの辺で待っていました。生徒も迷ってしまうのです。だから、これからはだんだんそういうことも普通に混乱するような形ができますので、私は道の駅の左側の部分、ちょっと検討する余地があるのかなと思っておりますが、この辺を含めて、町並み整備も含めて、この点についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 高規格道路の出入り口付近の駐車場につきましては、小利別にはありますが、これは除雪、また、維持車両の転回のためのスペースを設けているという例はあります。本線のパーキングエリア以外に駐車場の設置が可能かどうかについては、私のほうから問い合わせをしてみたいと、そのように思います。

駐車場に関する御質問は、渡辺議員おっしゃるように、平成29年の6月定例会で一度いただいておりましたが、当時は、需要の面からまだスペースに余裕があったと、そのように記憶してしております。現在でも大型車が商工会館前などで駐車しているケースがありますが、必ずしもそのとき駐車場が満車かという、そういうわけでもないのですが、交通量の増加によって需要が高まってくるというのは確かなことだと思います。実際に駐車台数がふえている実感もあります。交通量の増加というのは、私としては、陸別町にとって町の活性化のチャンスというふうに思っております。駐車場にとまってもらうことと同時に、この町で消費してもらうという発想が求められてくるのかなと、そのように思っています。

議員御提案の駐車場の拡張の検討とあわせて、オーロラ93の今後のあり方なども関係者の皆さんと協議をしていきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） ありがとうございます。本当に開通してから動くような形ではなくて、開通前に向けていろいろな対策を考えていくのが一つの課題だと思いますので、その辺よろしくお願いたします。

車社会においては、何とんでも一番大事なものは受け皿というのは駐車場なのです。駐車場の役割というのは大変大きなものを持っていますので、その辺、今後とも課題と

してよろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

レールのない時代から車社会に変わりました、本当に本町においても高速道路、高規格道路と言っていますが、高規格道路が走る環境になりました。あと数年後には陸別・北見間が開通しまして、今、凍結になっている陸別・足寄間、これも私は将来的には解除されまして、計画実施の方向へと進むのではないかなというふうに期待しております。そうすると、オホーツクと道央、道南を結ぶ重要な路線になるのは間違いございません。

このような観点からも、第5期陸別町総合計画も今の流れに応じながら、修正を重ねながら現在に至りました。大変御苦労さまでございました。この第5期陸別町総合計画において、利便性を高めることをテーマにいたしまして、交通環境の確保ということについてありました。そういうことについて、大まかでよろしいですので、まだ期間はありますけれども、現時点での陸別町総合計画についての評価、どのようにされているのか、最後にこれをお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず一つ目として、道路網の整備ですが、北海道横断自動車道網走線、これが平成29年10月に小利別まで延伸されたことで、オホーツク圏へのアクセスが飛躍的に向上しました。このことによって、利便性の向上だけでなく救急搬送の時間短縮にもつながっております。今後も引き続き、小利別から陸別までの早期開通、さらには陸別・足寄間の事業開始について、国や関係機関への要望活動を行ってまいりたいと思っています。

道道につきましては、津別陸別線の改良工事が進んでおりますが、この早期完成と北見白糠線のカネラン峠から上足寄までの区間、この事業着手について北海道へ要望していきたいと、そのように思っています。

次に、交通の確保、これは御承知のとおり、基本計画におきまして、交通弱者の足を確保するために、スクールバスを利用した町有バスの運行のほかに、地域住民と連携した輸送環境整備の検討をしております。このことにつきましては、4年前の初当選させていただいたときの私の重要な公約の一つでもありましたコミュニティバスについて、町内の状況を勘案し、平成28年11月から5カ月間の実証試験を経まして、平成29年度から運行を実施しております。

また、バス事業者との連携につきましては、利用促進を図るべく、地域交通推進会議を通じて実施しています助成制度について、平成27年度より、年齢及び人数の制限を撤廃することで、対象者並びに助成額の拡大を行い、以前にも増して利用の促進策を講じております。さらに沿線自治体と協力して、バス事業者2者への助成を継続することで、路線バス事業の維持、そして地域住民の足の確保を図っております。私としましては、第5期総合計画における一定程度の輸送環境の整備は実践されたと、そのように

思っております。

○議長（本田 学君） 11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時05分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、一般質問を始めます前に、少々お時間をいただきまして、さきの議員と同様であります。今定例会の冒頭で皆さんとともに黙禱をさされたのでありますが、先般御逝去されました山本厚一元議員の御遺族に衷心よりお悔やみを申し上げます。

8月5日の朝、私どもが尊敬してやまない山本さんの訃報に接したのでありますが、余りの突然のことで、同僚議員として痛惜の極みでありました。今この議場において、ありし日の山本さんのお姿を思い浮かべるとき、感慨無量のものがございます。陸別町議会議員として、昭和63年の初当選以来28年余りの間、当町の発展に熱意を持って参画された実績は一口では言い尽くせない重さを感じます。政治に携わる者の評価は、選挙による審判の積み重ねであります。今後のまちづくりや議会運営の活性化に御指導、御助言を期待していたやさきに失うことは大きな大きな痛みであります。生前の議会における御活躍のお姿を忍び、心から御冥福をお祈り申し上げます。

また、台風15号による千葉県内の広域停電が長期化する中で、不自由な生活を送られている皆さんにお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、きょうは、まちづくりの将来ビジョン及び官民連携事業につきまして、町長にお伺いいたします。

それでは最初に、まちづくりの将来ビジョンについてお伺いします。

これは、町長の2期目のスタートに当たりまして、大きな期待を持っていることでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

当町は、昨年、開町100年の節目の年を迎え、そして次の100年に向けてスタートしました。ことしはその元年に当たるわけですが、人口の減少に伴う過疎化の進行等喫緊の課題に対して、他の多くの市町村と同様に、手探りの対応を続けている状況にあります。

町長の町政執行方針では、陸別の未来のための取り組みとして、農林業及び商工観光業の活性化と創造、行財政改革の推進と人材育成、高齢者と障害者への福祉の充実と健康づくり、地域で育てる学校教育と子育て支援、そして若者と女性が輝ける、町民みんなが参加できるまちづくりを重点施策として掲げ、推進することを決意すると、そのようにしております。

国レベルでは、現政権の看板政策とされる地方創生の取り組みがスタートしてから5

年になり、計画期間の最終年度に入っている現在においても、いまだ目的の人口減少に歯どめがかかっていない中、政府は再び、来年度からの5カ年計画を計画期間とする第2期地方創生の基本方針を閣議決定しております。

しかし、現行の政策として、国は人口減少対策に関する膨大なメニューを提示していて、市町村はそのメニューに沿った施策を立案し、国に認められれば交付金を受けて事業を実施してきておりますが、目に見える効果があらわれていないのが実態であります。

私がかねてから、まちづくりのグランドデザインの必要性を述べてきました。今回の質問においては、このグランドデザインをまちづくりの将来ビジョンと言いかえさせていただきますが、まちづくりを考える根幹には、町の将来がまずあって、それに向けたまちづくりの基本方針が示されなければならないのであります。これまでも地域の維持・発展の指針となる多くの計画がつくられてきております。

ビジョンは、申し上げるまでもなく、それら計画の中に掲げられた将来の見通しや未来像などを指すもので、未来の町の姿がどうなるのか、どうするのかをわかりやすく示すものと言われております。ビジョンは、個別の施策を効果を一つの方向に集中させて働かせることで、相乗的にまちづくりの成果がもたらされるものと言われております。将来のまちづくりを検討するに当たっては、地域の特性を生かした独自性のあるまちづくりを目指さなければならないことは言うまでもないことではあります。特性は、あくまでもビジョンを考える上での材料にすぎないわけではあります。目指す町の姿を明確にしたビジョンが確立されていて、それを達成するための手段として、特性に基づいた施策が実施されなければならないのであります。

まちづくりを考えるに当たっては、地域の特性を分析するところから始めることになるとは思いますが、同時並行で、その特性の先にある目指すべき町の姿を明確にすることで、町民の理解も深まるものと思っております。

ことし7月23日に、陸別町議会模擬議会が行われまして、それを傍聴する機会があったのでありますが、何人かの生徒がまちづくりに関する質疑を繰り返す中で、陸別町はどんなイメージのまちづくりを目指しているのかという質問がありました。町は、目指す姿として、第5期陸別町総合計画における基本計画の巻頭に掲げられている空・森・土とともに町民の絆でつくる云々と答えておられましたが、それは答弁としては間違いではないでしょうが、質問者の期待に沿うものではなかったと思えますし、また、答える側も質問者のそのような雰囲気を理解していたように私は感じました。もっと具体的で、将来の夢を少々スパイスした現実味のあるコンセプトとしてのまちづくりの方向性を示してもらうことを期待していたように感じました。

確かに、他の市町村の掲げるまちづくりのイメージとされるものを見てみましても、暮らしの豊かさを実感できる町とか、ともに創ろう、みんなが住みたくなる町とか、みんなが主役、絆で結ばれた笑顔あふれる幸せ実感都市等々であります。特に多かった

のが、小さくてもきらりと光る町というフレーズであります。

きょうの質問に当たって、私が描くこの後のまちづくりのイメージは、人口減少を受け入れた中で、そのことによって生ずる課題を解決して、コンパクトで住みやすい町になるということになるかと思っております。

現在、来年度からの10カ年間を計画期間とする第6期陸別町総合計画の策定を終えようとする段階に至っているわけではありますが、ただいま申し上げました私の描くまちづくりのイメージに基づいて何点か、その手段としての基本施策に当たる部分について質問させていただきたいと思っております。

町の将来を具体化するための分野別の方針や施策の検討を行うための要件としては、人口自然減少、交通、医療、福祉、教育、文化、産業、観光、都市基盤、防災、そして財政などの特性が挙げられるわけではありますが、町民の皆さんがまちづくりに今何を求めているかを探る上で、昨年実施した第6期総合計画策定のためのアンケート調査の結果を参考にさせていただきますと、町の将来像としては、快適居住の町とした方が最も多くなっており、また、今後において町が力を入れるべき分野としては、日常の買い物の利便性の充実、次いで産業の振興、雇用の拡大、保健・医療体制の充実であったことが報告されております。

先ほども申し上げましたが、3年ほど前になりますが、平成28年6月議会定例会における質問では、総合計画は、まちづくりを進める上で最も上位に位置づけられる計画であり、まちづくりのマスタープランとして機能させなければならないことから、そのためのランドデザインとして、長期的展望に立った介護保険事業の再編、森林公園の整備、バイオマスエネルギーの利活用についてお伺いしました。

その際のお答えを要約させていただきますと、1点目の長期的展望に立った介護保険事業の再編については、急速に人口の減少が進む中で、将来の町内ニーズを勘案したサービス供給体制の再編をお伺いしましたところ、介護保険事業計画策定のプロセスに関するお答えはいただきましたが、将来のサービス供給体制の検討には言及していただけなかったと思っております。

2点目の森林公園の整備についてであります。これは、利別川の築堤工事にあわせて、現総合計画にも掲げられております水辺公園として、自然環境と調和のとれた河川保全の一つの方法としてのウォーターフロント構想に関して伺いましたが、新規の森林公園の整備は検討していないと、そのような回答でありました。

3点目のバイオマスエネルギーの利活用についてであります。あの時点では、陸別町酪農畜産クラスター協議会がバイオマス利活用促進事業補助金を受けて、町内におけるバイオマスエネルギー利活用調査を委託していて、その調査結果を踏まえて、その後の作業が進められてきたものと理解しております。

整備計画や財源計画が逐次示される中で、ことし3月には議会臨時会を開催して、町補助金交付予定額4億円のうちの今年度計画分3億円の歳入歳出を予算化するととも

に、6月議会定例会では、同補助金に関する歳入歳出予算を議決しております。

以上、当時の質疑の要約を述べさせていただきました。その後、今日までにその取り組みに変化があったのか、また、当時のお答えを踏まえた中で、現時点における考えをお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問であります。まず、介護保険事業の再編に関しまして、平成28年6月の定例会の議員の質問に対しまして、介護保険事業計画の策定の流れをその時期にお話しさせていただいた記憶があります。現在は、その際に説明させていただきました地域包括ケアシステム推進会議を頂点とする検討会議等で協議・検討しているところであります。

具体的には、週1回の診療所のカンファレンス、年6回の民生委員協議会、月1回のケアマネネットワーク会議、高齢者サービス調整会議に地域包括支援センター職員が参加しまして、住民ニーズの把握、課題の把握、情報の共有を図っているところであります。

今後、同様の活動を続けつつ、現行計画の進捗状況、将来推計を提供しながら、各検討会で協議・検討していくこととなります。最終的には、次期の計画に反映していくということになると思います。

長期的展望に立った介護保険事業の再編につきましては、これまでも関係するいろいろな、先ほども説明しましたが、会議において検討されておりますが、なかなか前に進む案が出てきていないというのが現状と言えると、そのように思います。しかしながら、介護保険事業も、いろいろ様相が変わってきておりますので、再編が必要という認識に変わりはありません。

次に、森林公園の整備につきましては、前回答弁した内容から、考えに変更はございません。

バイオマスエネルギーの利活用につきましては、当時は家畜ふん尿を活用したバイオガスプラントの調査ということで進めており、また、北電の接続についても不明確な状況でありましたが、その後の調査と北電の申請によりまして、売電のための接続ができることとなったことから、家畜ふん尿を活用したバイオガスプラントの建設に向けて動き始めているところでございます。これによって家畜ふん尿の適正な処理と、消化液等の有効活用を図っていくということになっていくと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま申し上げてまいりましたのは、まちづくりの基本施策の中の3点であります。ごく一部であります。3年ほど前に質問させていただきました内容について、現在お答えを聞かせていただきました。

それで、国が圏域の行政を推進して、生活サービス機能の多くを中心市に集中させようとしていることは、前の定例会での質問の際に申し上げましたが、ならば当町はどう

するのかとなるわけでありませぬ。基幹産業の一つでありませぬ農業においては、土地利用や飼料の調整などの生産手段の集約化が進められておりませぬ。同様に、生活機能においても、公共施設の今後の維持、更新に資する公共施設等総合管理計画に記載されておりませぬように、集約化が避けられない中で、コンパクトなまちづくりをイメージして、行政の積極的な介入がなければ、時間の経過とともに町としての体力の消耗をただ眺めていられただけになりかねませぬ。

このことを念頭に、次期総合計画では農林業、商工業、福祉事業の三つの柱を維持するための基本構想、基本計画、そして実施計画が必要と考えませぬが、いかがかお伺いいたしませぬ。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 総論としては、住みやすさと財政負担の軽減という考え方から、コンパクトなまちづくりを目指す方向になっていくと思ひませぬが、各論といひませぬか、議員がおっしゃる積極介入となると、実際には、どこまで計画にあらわすのがよいのか、今後の議論も踏まえて判断していく課題であると、そのように思ひませぬ。

国の例を例えませぬと、東京の一極集中によって地方が寂れている現状がありませぬ。当町に置きかえませぬと、農村部を含めて、各町内会のあり方を含めて、総合的にベストな形を見つけていかなければならぬと、そのように思ひませぬ。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、きょうの質問の本題になりますが、冒頭で申し上げました私が描く将来のまちづくりのイメージ、コンパクトで住みやすい町になることを目指す基本施策として、医療・福祉施設等のゾーン化と経営体の再編、市街地の再編について伺ひませぬが、あわせてそれらの基本施策を具体化するために重要な当町の財政状況について伺ひませぬ。

まずは、当町の財政状況についてお伺ひしませぬ。実施計画は、基本構想に定められた基本理念の実現を目指すものでありませぬが、それは財政的な裏づけをもって取りまとめられなければならぬものでありませぬ。当町は、起債借り入れにおける平成30年度末の未償還額58億900万円余りに対して、51億2,900万円余りの基金と12億2,300万円余りの備荒資金組合出資金を保有しておりませぬので、喫緊にどうこうしなければならぬことはないものと思ひませぬが、歳入総額がふえない状況下で、経常収支比率は上昇傾向にあるのではないかと思ひませぬ。財政の硬直化が進みませぬと、新たな施策までには手が回らなくなるのは必然でありませぬ。

平成29年度までの財務内容につきませぬは、既に公表されておりませぬので、一般会計について、その推移を見てみませぬと、もちろん実質収支が赤字になることはないわけでありませぬが、まちづくりの将来ビジョンを考える上では、実質単年度収支の状況が重要になるものと思ひませぬ。近年、それがどのような状況にあるのか、また、起債借り入れは過疎対策事業債が主なものと思ひませぬので、将来の財政負担の影響は少ないもの

と考えますが、今後の単年度償還額に大きな変動は想定されないのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 実質の単年度収支の状況につきましては、平成27年度からマイナスに転じております。平成27年度が8,945万5,000円、平成28年度が1億3,159万1,000円、平成29年度が1億2,124万5,000円、そして平成30年度が1億4,993万8,000円と、これらがいずれもマイナスの金額となっております。つまり、財源不足を補うために財政調整基金を取り崩しているのですが、その取り崩し分を復元するための積み戻しができなくなっているということをあらわしております。

起債の償還額の推移につきましては、現時点のシミュレーションによる償還額のピークが令和3年度でありまして、以降減少することになります。ただし、起債の借入れによる今後の償還額への影響につきましては、大型事業の実施の状況にもよりますが、起債の借入れに当たっては、交付税措置の有利な起債を活用することで、財政負担を抑えることが必要になってまいります。

また、長期的な視野に立って、投資的な経費については、基金を活用しつつも、地方債の活用により世代間の負担格差を少なくする必要もあると、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 私たちは基金の多さにもどうしても目が行きがちではありますが、実質単年度収支がマイナスということでありましたならば、基金の先食いをしているわけですから、これからいろいろな施策の中の検討の中で重要なファクターになるだろうと、そのように考えております。

この実質単年度収支の状況については、総務省の平成31年度版地方財政白書によりますと、赤字団体数が平成29年度においては、全国1,718市町村のうちの59.4%に当たる1,020団体になっております。町村だけを見ますと、927町村中577団体、率にしますと62.2%が赤字と、前年度に比べてふえているということでありませう。

平成24年度からの6年間の一般会計決算額の推移について、歳入の総額は、その年度の事業内容によって特別交付税や国・道の支出金の変動しますので、経常一般財源等で比較することにしますが、総額では3億円余りの減少で、その内訳は、普通地方交付税が3億8,000万円余り減額になっている一方で、地方税収は5,200万円ほどの増収ということでありませう。平成19年度の国の税源移譲によって、地方税収はふえていると思いますが、それを上回る普通地方交付税の減収によって財政を厳しいものにしていないかと思いますが、いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 普通地方交付税、臨時財政対策債ともに、平成30年度においても前年より減額となっていますので、平成30年度と平成24年度との比較で説明したいと、そのように思います。

普通地方交付税で21.2%、財政対策債では41.2%、ともに減少しております。普通地方交付税と財政対策債の合計を比較しますと22.4%の減となりまして、金額では5億7,000万円を超える金額が減少しております。

この財源の減少を補うために、平成26年度以降、財政調整基金の繰り入れを行っています。ただし、この財政調整基金残高も平成27年度末から約2億3,000万円減少して、平成30年度末で約5億7,000万円となっており、厳しい財政状況となっております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 地方交付税の算定構造として、業務改善の努力をして行政コストを下げれば、その分、地方交付税が減少するという事になれば、むしろ業務改革へのインセンティブが阻害されるのではないかとする見方もあります。しかしながらこのことが、地方が行財政改革に消極的であってよいとするものではなく、地方財政が成り立っているのは、国から地方に配分される地方交付税によって、地方財政における財源の不足を穴埋めしていることにほかならないわけであります。

したがって、地方交付税が国のプライマリーバランス対象経費に含まれていることを考えれば、今後一層交付額が減っても、ふえることはないものとして、財政改革を怠らずに、歳出規模を中長期的に抑制させていくことが必要になります。

このような財政見通しを踏まえた上で、医療・福祉施設等のゾーン化と経営体の再編について考えてみたいと思います。

全国どのような地域に住んでいても、一定水準の行政サービスを確保する必要があります。医療・福祉についても、その一つとして重要なものであります。広域的な事業運営が可能な障害福祉サービス事業にあっても、これは町内の状況であります。利用人員が既に減少してきておりますし、介護保険事業においては、地域密着型サービスの要素が強いため、対象となる要介護者の減少によって、特別養護老人ホームの入所定員を維持することが難しくなってきております。同様に通所系サービスでも利用効率が下がる傾向になってくるものと思っております。もちろん個々の利用対象者の状態を最優先に置いたサービスの提供が望ましいわけではありますが、それを維持していくには行政が相当の覚悟を持って介入する必要があると思っておりますが、いかがかお伺いたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 障害福祉サービスも介護保険事業も、一昔前と比べると、その様相が大きく変わってきているというふうに認識しております。特に介護保険事業にありましては、2年前に策定しました第7期介護保険事業計画における要介護認定者推計では、死亡、転出などの自然減を反映するものとはなっていないため、認定者数が年々

増加する推計となっていますが、平成30年及び令和元年の直近データを見ますと、平成30年度から減少に転じておりまして、このままでは、議員お見込みのとおり、利用者数の減少と利用効率の低下が予測されるものであります。

一方、当町の人口は、現在、年齢64歳以下のどの年代においても人口が徐々に減少する構造となっていますが、現在、年齢70歳以上の比率が一番高い世代となっているため、当町において、初めて介護認定申請を行った平均年齢である83歳に達するまでの今後10年間は、さらに要介護認定者数が増加することも考えられます。

今申し上げましたように、直近データだけでははかれない部分もあるため、議員のおっしゃる個々の利用者の状況を最優先に置いたサービスの提供を維持していくには、行政が相当の覚悟を持って介入する必要があるというお言葉のとおりであり、とても難しい問題であります。

したがって、次期の介護保険事業計画、障害福祉計画策定の際は、人口構造から見た要介護認定者数の変革期であるというを踏まえて、議員のおっしゃる医療・福祉施設のゾーン化と経営体の再編について検討していく必要があると、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま申し上げました医療・福祉施設のゾーン化と再編について、町長から検討という前向きな言葉をいただきまして、実は本当にこれから先、自分も陸別で住み続けようと思った場合、やはり痛みを伴わなければ、なかなか住んでいけないと、そういうふうに考えますので、町民全体で考えてまいりたいと、そのように思っております。

介護保険制度では、利用者負担を除いた給付費の半分を公費で賄い、残りの半分を保険料財源で賄われます。保険料財源は、65歳以上の方を対象とする第1号被保険者と40歳から64歳までの方が医療保険から支払う仕組みの第2号被保険者とに大きく二つに分類されます。サービスの利用がふえれば当然に給付費がふえますので、保険料もふやさなければならないこととなります。第1号被保険者の現在の保険料は、平成30年度に改定されていて、月額5,700円ということであります。もちろんこれは基準額であって、被保険者の所得に応じて9段階に区分されていて、公的年金などから徴収されております。将来にわたってサービスを維持していくための財源として、被保険者は、ふえ続ける介護保険料の負担に耐え、事業規模が小さいことで、採算のとれない事業には町が運営資金を助成しておりますが、これにもどこまで耐えられるのか。

また、かねてから申し上げております、整備後35年になる特別養護老人ホーム改築検討と、介護度3までに至らない要介護者を対象とする中間施設整備など、ともに被保険者の介護保険料負担と町の財政に関する問題であります。今後の展開をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）　まず、特別養護老人ホームの改築につきましては、建築後、議員おっしゃるように35年となりまして、耐用年数の39年に近づいていることは認識しておりますが、この件に関しましては、法人から正式な要請等何もお話をいただいております。また、改築時期や経営のスリム化などにつきましては、町からお話しするものではないと考えております。

しかしながら、今後の高齢者人口構造における要介護認定者数の減少期であることなど、改築や事業見直しの判断材料となる情報につきましては、地域包括ケアシステム推進会議等を通じて提供していきたいと、そのように思っております。

次に、要介護3までに至らない要介護者を対象とする中間施設については、当町にとって必要となる施設であり、過去に小規模多機能サービスについて検討した経緯がありますが、小規模多機能型サービスを利用した場合、他のサービスが使えなくなる。結果、1サービスにつき1事業所しかない当町にあっては、その他のサービスで自主採算がとれない状況に陥るため、当町に適さないのではないかと、そういう判断に至った議論もありました。

とはいえ、要介護1、2で在宅生活が困難な方、例えば夜間や土日祝日も介護が必要な方の行き場は、やむを得ず町外へ転出される方もいることから、今後も中間施設のあり方を検討していく必要があると、そのように考えております。

その際は、介護サービスの内部一体型の施設を検討する考えではありますが、いずれにしても介護保険事業計画に反映させる必要がありますので、次期計画策定に向け、地域包括ケアシステム推進会議で検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（本田　学君）　3番久保議員。

○3番（久保広幸君）　特別養護老人ホームというのは民間の社会福祉法人が運営しておりますが、当町にとっていろいろな面で大きなウエートを占めることになると思います。50人の広域型がいいのか地域密着型がいいのかという、いろいろありますが、法人のほうからいまだ相談がないと言いつつも、介護保険事業者としての姿勢はいずれかの時点で示さなければならぬだろうと、そのように思っております。

整備後35年ではありますが、これを国庫の福祉空間交付金を使って、もしやるとすれば、10年間は準備にかかると思いますので、そうなりますと供用までに45年ということになります。そういうふうに考えたら、もう考えなければいけないだろうと私は思っております。

そういうことも踏まえて、残念ではありますが、人口の減少は今後も当町は続くと思います。身の丈に合わせてと言いながら、人口の減少につながるようなサービスの低下は避けなければなりません。いずれは多くのサービスが自主採算とはならない事態に至る心配があります。町の財政支援が検討されるようになると思いますが、それには事業主体の再編による経営のスリム化が課題になってくるだろうと思います。介護保険事業計画の今後の策定にも関係しますが、このスリム化についてのお考えをお伺いいたしま

す。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 事業主体の再編による経営のスリム化ということでございますが、この件につきましては、十分な事業主体となる事業者との協議が必要であるということが一番大事なのかなと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 高齢者の生活支援を目的とした住居としては、福祉住宅からまつハウスに始まり、高齢者共同生活支援施設福寿荘、さらには認知症対応型グループホームが、これは休止中のものも含め3ユニット、そして日常生活全般を支援する特別養護老人ホームが運営されておまして、将来のニーズを見据えますと、先ほど町長のほうからも中間施設についての一つの考え方として述べられておりましたが、生活拠点を新たに私はふやす必要はないと、そのように思っております。今後は、これらの生活拠点の機能を整理して、それぞれにどのような支援体制を築くかということになると思えます。

また、つつじヶ丘団地につきましては、整備後30年ほどになりますが、当初は高齢者の生活支援が目的の住居だったと思えます。現在は、特定目的の住居ではなく、一般公営住宅として取り扱われておりますが、将来は公共施設等の縮減施策として取り壊すことになるのかお伺いたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） つつじヶ丘団地につきましては、議員御指摘のとおり、平成2年度から平成4年度にかけて6棟30戸が建設されておまして、古い住宅でおよそ30年が経過しております。建設当時から団地内の一部において、65歳以上の高齢者を限定に募集、入居を行ってまいりましたが、平成20年ころには対象者の応募がなくなり、空き家が生じる状況となったことから、平成22年度より他の公営住宅と同様に取り扱い、管理を行ってまいりました。

今後につきましては、昨年度策定しました陸別町公営住宅等長寿命化計画の中で、令和10年度までにつつじヶ丘団地を用途廃止にする計画にはなっていません。ただし、同計画については5年ごとに見直しを行いますので、見直しの際には、町の経常等を勘案して策定してまいりたいと、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、質問を続けます。

続きまして、市街地の再編について伺います。

私の描く将来のまちづくりのイメージ、コンパクトで住みやすい町になることを目指す上での基本姿勢、これは市街地内の未利用地を解消して、高齢者等へのまち中への居住を働きかけることを含め、歩いて暮らせる、まとまりのある効率性にすぐれた中心市街地をつくるということになるかと思っております。

国がインフラ資産の維持、更新のあり方を課題としてきている状況下で、道路、橋梁のみならず、上下水道についても再三の見直しを迫られるのは必至のこととっております。公共及び民間を合わせて多くの未利用地が存在している現状の市街地区域のままでは、行政コストの点からも都市機能の阻害要因になっていて、将来に向けたまちづくりとは言えないと思います。

陸別町公共施設等総合管理計画には、公共施設等の管理に関する今後の基本的な考え方として、保有する公共施設の全体面積の縮減を基本とし、原則施設の新設は行わないこと。それから施設の新設が必要になる場合は、既存施設の複合化、集約化を検討する。そして施設の長寿命化を図るとしておりますが、今をもってこの考えに変更はないのか、改めて伺いたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町公共施設等総合管理計画、これは計画期間が平成29年度から平成38年度までの10年間と、そのようになっています。この計画の基本方針は、ただいま議員がお話ししたとおりであります。現時点でこの計画を変更する予定はありません。今後、大型施設を更新する際には、この計画に基づいて進めることになると考えております。

ただし、計画にもありますように、既存施設の長寿命化も並行して進めていきます。長寿命化については、公営住宅等長寿命化計画、橋梁長寿命化計画、浄化センター長寿命化計画に基づいて歳出の平準化に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） インフラ資産を除く公共施設、いわゆる建物を見ても、中学校は既に40年を経過しようとする時期になるほか、建物における一般的な大規模改修を必要とする目安になる築後30年を迎えるものもあろうかと思いますが、将来に向けて、それらの複合化、集約化の検討が行われているのかお伺いたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問にありますように、確かに築後30年を経過する、または経過した建物があります。この役場庁舎の場合、昭和63年の秋から供用を始めていますので、まさに30年を経過したところでもあります。建物の構造自体はまだ問題はないと考えていますが、設備関係について、大規模な改修の必要性を感じているところで

イベントセンターやふるさと交流センターももう少しで築30年を迎えます。他の施設につきましても必要に応じて改修をしなければなりません、財政運営上、一斉に行うことができませんので、優先順位をつけて年次計画を立て、実施していくこととなるかと、そのように思っています。

ただし、御指摘のとおり、規模や数量をそのまま更新するとなると巨額の費用が必要になることが、公共施設等管理計画で算出されております。このことから、複合化、集

約化という点につきましては、今後の人口の推移や住民の皆さんのニーズの変化によって、建物の規模や数量について、当然検討課題となりますが、建物の用途によって、できるものとできないものを慎重に検討していかなければなりません。当然その際には、議会を初め関係団体等の意見を伺いながら進めていくことになるかと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 公営住宅の縮減については、既に表明されておりますが、公営住宅をこれまで緑町、元町、新町二区、共栄第一、第二、若葉町に整備してきたのは、それぞれの地域コミュニティーの維持を目的の一つにしていたと思います。しかし、将来的には公営住宅だけが取り残される地区が出てくるのではないかと考えております。

当町の市街地は、役場庁舎、保健センター、診療所、公民館、歯科診療所などの住民サービスを中心とするゾーン、小学校、中学校、保育所、運動施設などが多くある文教ゾーン、複合商業施設や小売店舗、道の駅などのにぎわいを目的とするゾーンなどに分類できるわけでありますが、高齢者や障害者を介護、支援する福祉施設など民間の事業所で、ゾーンから外れるものもあるわけでありまして、それらを含めた全体の再生計画が必要と思いますが、考えをお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 市街地のゾーン区分につきましては、平成6年度に市街地土地利用計画において六つのゾーンに区分しております。センターゾーン、コミュニティーゾーン、シルバーゾーン、グリーンゾーン、インダストリアルゾーン、アメニティーゾーン、この六つですが、ただし、内容を見ますと、おおむね現況の土地利用に沿った形で区分していることと、かなり大まかなくくりでの区分となっております。

公共施設に関しては、この土地利用計画策定以前に、個々の事業において、集約を一定程度意図して建設されてきた経緯があります。一方で、公営住宅などは、地域のバランスを考慮し、分散して建設しているということもあります。教員住宅につきましても、教職員が地域に溶け込みやすくということから、一部分散して建設しております。そして、御質問の福祉施設ですが、市街地に点在した形となっております。ただ、これらの施設を集約するとなると、広大な土地と新たなインフラ整備などで莫大な費用が必要となります。現実的には非常に難しいというのが正直なところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 中心市街地の再生として、さきの議会定例会において同僚議員もただしておりますが、今、全国に店舗のリフォーム、リノベーションの支援が行われております。当町としましても、不在業種に関する企業者に補助金を交付する制度はありますが、不在業種に至らせないためにも店舗の改修費用、それから空き店舗活用の際の補助制度も検討されるべきではないかと思っております。

北海道内の取り組み状況を見てみますと、人口2,000人から3,000人くらいの

自治体の取り組みが多い状況にありますが、これは、日常の買い物の利便性を何とか死守したいとする思いが働いているのではないかと考えております。当町もまさに同じような状況にあるのではないかと考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 国の事業で小規模事業者持続化補助金というものがあります。商工会の支援を受けて作成した経営計画に基づき、販路開拓を行う事業に対しての補助で、その中には店舗改装も含まれております。補助率は、補助対象経費の3分の2以内でありまして、補助上限額は50万円となっております。

全国の市町村では、店舗の改修のための独自の補助制度を整備しているところもあります。補助金の上限額については20万円から150万円ほどとなっているようでありまして。

当町では、今まで既存店舗の改修を想定はしていませんでしたが、私、以前から商工業の分野におきまして、何らかの具体的な活性化策がないものかと考えておりましたし、同僚議員からの一般質問等もありました。来年度以降、事業の必要性など、関係機関の意見等も聞きながら検討、実施していきたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま御答弁いただきました内容につきましては、近隣の町村でも既に取り組みされている事業でありますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

ただ、先ほど当町の財政状況をお伺いしまして、実質単年度収支が赤字になっていることを申し上げたわけではありますが、限られた財源の中で新たな施策に取り組むとなるが、既存の施策を含めた行政評価による事業仕分けを行わなければならないことは議員としても認識しておりますので、この点もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。官民連携事業についてであります。

これもさきにお伺いしました当町の将来ビジョンに関係することではありますが、さきの議会定例会における一般質問でも同僚議員が既にお伺いしているところであります。そういう中でありますが、再度取り上げさせていただきたいと思っております。

国土交通省の先導的官民連携支援事業からスタートして、プラットフォーム事業が採択されたことで、その取り組みのための陸別町観光交流活性化促進地域協議会が組織され、新たな官民連携組織の来年4月設立を目標に進められているということでありました。目標とする設立期日まで残すところ半年ほどになった現時点において、先般、新たな法人設立に向けての出資者の募集が町内に回覧されました。その創立に向けた準備についてお伺いしたいところでありますが、時間の都合もありますので、これは別な機会にお伺いしたいと思います。

それで、この事業の基本スキームとしては、既存の有限会社銀河の森、有限会社銀河コーポレーション及び株式会社陸別町振興公社の事業を解散して、新たに設立される法

人に統合するというものでありました。

具体的な内容に言及させていただきますが、新たな官民連携組織の法人形態を株式会社とし、外部組織からの出資や経営主体としての参画、連携、また、外部人材の募集を進めていくされております。その場合の出資の構成であります、これは補正予算の逐条質疑で若干お話をいただいておりますが、また、施設の管理運営において、所有者である町とは、指定管理者制度を適用することで、町支出の削減が見込めることなどを上げておられますが、現時点のお考えをお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問の出資の構成につきましては、準備会の中で検討しております。出資者が決定される見込みであることから、町の出資の具体的な割合を協議しております。その中で、官民連携組織であります、民のほうに多くという意見もありまして、町の出資は50%未満ということになる見込みであります。

指定管理者制度の適用につきましては、新会社ができてすぐということにはなりません、いろいろ整理した後というふうに考えております。今までの検討では、指定管理者制度で町の支出が削減される見込み、受けた会社が収益を多くすることもできます。そういうこともありますので、業務の選定なども含め、準備ができれば、その方向で進めていこうという考えであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） これも具体的な内容の細部のことで恐縮ですが、出資のことにつきましては、ただいまの答弁で、町の出資割合を50%未満を目指しているというお話がありました。補正の際の資料では、一般の募集が505万円ということでありましたが、当初は、一般出資者による出資額は300万円程度とするとしておりましたので、結果として町の出資割合は50%未満になるわけではありますが、当初300万円程度とした理由、そして出資対象者、これは法人または個人の事業者としておりますが、事業者に限定する理由があったのか、また、ここで言う個人の事業者とは、法令で定めるものとは関係なく、いわゆる自営業の全てを含むことなのか。

さらには、事業目的については、これまでお聞きしていた観光事業のほか、地域課題解決関連事業として幾つか挙げられておりますが、その中の福祉関連事業について、これは法令に基づく介護や障害者の支援事業が含まれるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 一般出資者の出資額を300万円程度としたのは、最初の設立段階の出資総額を、税制面で優遇措置のある1,000万円未満としまして、一般出資者のほか商工会などの団体の出資及び町の出資も50%程度とするため、その金額を設定したところであります。募集をかけた段階では、どれぐらいの出資申し込みがあるかわからない状況でしたが、締め切った段階で36件、505万円の申し込みがありました。

法人事業者や個人の事業者、個人の事業者とは、お話のとおり自営業者を指しておりますが、そうしたのは、設立準備会の中で検討した結果であります。この組織につきましては、町内の方の出資により進めていくこととなりますが、個人の場合、振興公社の例となりますが、株主が町外に出てしまったときや、相続等の関係で株の取り扱いにいろいろ支障が出た事例がありましたので、このようにしました。

設立時の出資は1,000万円未満としていますが、定款上はもっと上に発行上限を設定しておりますので、今後の増出については改めて検討ということになるかと考えております。

福祉関連事業につきましては、新組織設立後、柔軟な事業展開ができるよう、事業目的の中で幅広く記載したものの一つであり、すぐにどうこうというものではありません。準備会でも法令に基づく事業等の整理も必要などの意見が出ております。最終的に事業目的などにつきましては、発起人会で決められていくものと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） これも事業目的の地域課題解決関連事業として挙げられている、まちづくりに係る調査企画立案等事業についてであります。これには大きな関心と期待を持っております。今、各地で官民連携組織のまちづくり会社が設立されております。近くでは、上士幌町や津別町において、地域課題解決型商社として官民協働の事業を行っております。ともに観光マネジメントや6次産業化の推進に取り組んでいるほか、再生可能エネルギーとして、熱供給や電力小売業にも取り組んでおります。

当町が設立を目指す官民連携組織につきましても、再生可能エネルギーの地産地消などを含めた事業も視野に入れた法人に育てることを想定しているのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 事業目的、定款については、決定ではありませんが、現時点の検討事項として、今の三つの法人が実施している事業を網羅した形で、さらに将来的に新法人に担わせたい事業なども含めて検討しておりますが、再生可能エネルギーの地産地消を含めた事業につきましては、現時点では想定しておりません。

先ほどのことと一緒にありますが、最終的に、定款につきましては、発起人会で決定される内容になるものと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、最後の質問をいたします。

町長は、この官民連携事業に関するこれまでの答弁の中で、行政のスリム化を図る必要性について触れられ、この取り組みが役場改革につながる期待を述べられております。地方行政サービスの改革の取り組みとして、行政のアウトソーシング、外部委託であります。国がそれを積極的に推進しようとする姿勢を示している状況下で、この役

場改革を今後どのように取り進めるお考えかをお伺いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 新組織、これが自立していく中で、役場の限られた定員の中で、町民に求められる行政サービス、より細かに進めていくためにもこの取り組みが必要であり、進めていきたいと、基本的にそのように思っていますが、まず、会社設立当初、これは移行期間でもありまして、すぐの改革というのはなかなか難しいかなとは思っています。しかしながら、軌道に乗るにも二、三年の時間が必要かもしれませんが、常に問題意識等を持ちながら、小さなことからでも取り組んで、具体的な改革につなげていきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 午後1時まで、昼食のため休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 午前中に引き続いて一般質問をするので、町長におかれましては、大変御足労願いますけれども、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

まず、質問に入る前に、冒頭に、さきの議員と同じように、私にとっても個人的にも非常に痛ましい結果であったということで、8月3日に山本厚一先輩議員がお亡くなりになったことについて、私としては非常に信じられない面があります。その10日前に元気な姿で屋台村で同級生同士で楽しくやっていたことが今でも思い浮かべられるのですけれども、人生、人間というのはいつ何があるのかわからないということをつくづく思った次第であります。いずれにいたしましても、山本議員に対しては謹んでお悔やみと哀悼の意を述べておきたいと思っております。

また、千葉県の台風15号における被災者に対しては、いまだ停電が続いているという実態の中で、文明国家であり、強靱化な日本だという言い方をしている政府の人たちに対しては私は憤りを感じます。本当に文明の利器であります電気がなくなるということはどれほど辛いことであるか、いわゆるライフラインというか、水がないのも大変苦しいけれども、電気がないことよっての生活形態、あるいは再建するために、ましてや台風の被害によって屋根が飛ばされて、今でも雨の降る中を生活している人たちの思うときに、大変心苦しく思いますけれども、一日も早く復旧していただきたいというふうに願ってやまないと思っております。

そういうことで、前段に申し上げましたけれども、日本の危機は自然災害だけではなくて、さきの一般質問でされておりました各議員の話聞いていますと、当町における問題点は、多々あると、簡単にクリアできない問題があるのだなということをつくづく

感じた次第であります。

今回は、一般質問は1件のみでございますけれども、細かく具体的に九つほど出しておりますけれども、それに対して、事前に通告しておりますので、町長部局のほうでも担当とも相談の上、対策を練っていたと思いますので、できるだけ時間内に終わりたいと思いますけれども、余り長い質問をしたくはありませんけれども、的確な答弁をよろしくお願いいたします。

今回の通告している案件については、働く外国人の在留への対応策ということで通告しているわけなのですけれども、働く外国人、普通、外国人労働者と一般的に言われておりますけれども、必ずしも陸別には、働くだけでなく、観光を目的に来ている人もいるし、あるいはそれなりの資格を持って、英語教師とか、そういう人も含めると、必ずしも外国人のくくりでは済まないのかなと思って質問する、働くということに限っておりますので、その辺をよろしく御答弁。

今回取り上げたのは、日本の国内というか、形態では、いわゆる少子高齢化と言われる中での、あるいは各事業所において、農業だけではなくて、各産業分野で労働力不足ということに対して、外国の方が来て働くという場をつくりながら、そういうことを少しでも解消できるのかなということで、当町としても行政的に何か支援して、少しでも産業の発展につながればということを含めまして、質問の趣旨を捉えたわけでありませぬ。

第1点目については、町内各受入先による外国人の業種別人数と総人数をわかる範囲でよろしいです。これは、外国人といえども、日本に在留するためには、住基台帳、いわゆる住民基本台帳に登録されると思うので、多分わかると思うのですけれども、その辺について伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 業種別人数については、正直把握しておりませぬ。それで、在留資格の外国人の人数は、これは8月末日現在で43名ということになっております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 先ほども言いましたように、外国人で教師として来ておられる英語教師も含めるということなので、43人の中で。私が聞いたところによりますと、当町の農業関係ですけれども、36人ほどいるというふうに聞いております。そういった意味で、あとの業種は、福祉関係にも入っているということです。聞くところによりますと、今、8月末ということでしたけれども、来年3月までの今年度中で見たときには50人は在留外国人が来て働くのではないかと聞いておりますので、その辺について、外国人の就労者がふえるということについて、町としてはどのように捉えているのかということ、まずお聞きしたいと思いますけれども。

いずれにしても、外国人が来るということは、多民族あるいは多文化の共生推進という形で進める段階での考え方も、捉え方もあると思うのですけれども、その辺につ

いて、町長の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 最初に、あらかじめ申し上げておきたいのですが、今現在、当町内で受け入れられている方々、ほとんどが外国人就労者ではなくて、いずれも技能実習生でありますので、私からは、技能実習生の位置づけで回答させていただきますので、御承知願います。

先ほどの43人中、町民税課税者が15人いますので、税収の増となっております。また、生活面では、ほとんどの方が地元購買と考えられまして、経済面においても当町にメリットがあります。現在は、あくまでも技能実習生ですが、将来、就労者として来てくれて我が町に定住していただければ、大変陸別町にとってもメリットになると、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、町長が外国人就労者ではなくて、技能実習生ということで、これは昨年、いわゆる外国人技能実習法という法律ができて、外国人を受け入れる場合には、それに従ってという意味で、法律に基づいて、名前もそういうふうになっているのだと思います。

私が調べたところによりますと、いわゆる外国人技能実習生ということにくくられているわけなのですが、これは、外国人として働きにここに来られる人たちのスタンスとして来て、それを受け入れる管理団体、組合、いわゆる仲介者があって、それが東南アジア系から来ている人たちが、管理団体が受け入れというか、ピックアップしながら、そして農家には、実際日本で働く場合には、実習実施者という、これは農業関係あるいは介護関係も含めて、そういうような意味合いで流れが来ているらしいのです。そういった意味で、實際上、技能実習生として来た人は、1号から3号というふうに、さっき言った実習法の法律で決められているわけなのですが、そういう人たちが今後どのように日本で働きながら産業に貢献していけるのかなど、そういった意味で、流れを町長のほうで、今言った1号とか2号、3号とかをどこまで押さえているのか、まず、わかっている範囲で御答弁願います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員、先ほどお話しされていましたが実習生1号から3号までということは認識していますが、それ以上詳しいことは認識はしておりません。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 法務省・入国管理局とか厚生労働省・人材開発統括官とか、あるいは農林水産省なんかで出されているパンフレットの中を見たわけなのですが、それによると、1号から2号、3号というので、いわゆる1、2号までは3年間いれるということらしいのです。その中で、実技試験を受けることによって3号に行くと。そうすると2年間延びて、その間に、3年過ぎると1カ月ほど1回帰国すると。そ

してまた2年間勤めることができる。トータル的に5年間、技能評価に基づいて来られるという、そういう一つの流れがあるわけなのですけれども、いずれにしましても、トータル的に5年間入れるということについての、実習生の制度というのが確立されたわけなのですけれども。

いずれにしても、この外国人受け入れの法律ができる前には、結構アバウト的な状態、例えば住居についてもプレハブ程度で、トイレがあればそこで生活できるという、それぐらいの、簡単に言えば、働く労働者、昔で言う非近代的な宿泊施設でもよかったですけれども、それではまずいということで。きのうおとついでかNHKで外国人労働者のプロフェッショナルというのですか、いわゆる苦情とかそういうものを取り上げる専門の人がいて、外国人と言えども、簡単に言えば、人間としてきちっと扱うようにということで取り組んでいる相談役の人がテレビに出ていたわけなのですけれども、いずれにしても、今までの概念と違う形で進められる。外国人労働者に対することを優遇していかないと、私もこれをよく読んだのですけれども、まだまだ不十分なところがあります。

今後こういうものが改善されて、先ほど言った文化の違う人が日本に住むことが果たして、仕事をするのがスムーズに行くようにという観点から私も今回取り上げたわけなので、その辺を十分考えた上で、御答弁をお願いしたいと思います。

先ほど言った1号、2号、3号というものについては、43人の方が当町におられるということと、今後減ることはないと思うのです。私の聞いたところによりますと、あと2人か3人。

そして、外国人の入り方というのは、先ほど言った技能実習法に基づいて来る人と、特定技能生とか、それから技能研修生とか特定ビザとか、そういう形で就労される方もおられるという形態でいけば、将来的には移民的なというか、移住を目的とした形で進められるのかなと思いますので、当町における、今現在来られている方々が安心して陸別で働き続けられるまで、行政として取り組んだほうがいいのではないかなと私は思いますので、そういった意味で、産業にも貢献していただいておりますので、その辺について、当町として、行政の長としても担当職員の配置を考えてみてはというふうに思っていますけれども、その辺はどうですか。

議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現在、当町には43名のうち、国別で言うと7カ国から来ております。自国語のみで会話をする方が多くいらっしゃいます。この言葉の問題を解決しなければなりません、現実的にはなかなか難しいのかなと思っています。カナダ、台湾、中国、フィリピン、ベトナム、タイ、ミャンマー、この7カ国でございます。現時点におきましては、そういったこともありまして、担当職員を配置するという事は思っておりません。

さらに、先ほど議員もおっしゃった管理団体、実習実施者、そして実習生との契約の

内容、例えば待遇面など、そういったことに町が立ち入るといふことにはならないのではないのかなど、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 行政が今後取り組まなければならないという意味で、私、今話したわけなのですけれども、地域における多文化共生推進プランというのが、平成18年3月27日に自治行政局国際室長から、多分北海道を通じて各自治体に来ているのではないかなど思うのですけれども、この共生推進プランは、ただ働くだけではなくて、外国人の方の優遇も考えて取り組んでほしいという、プランを作成した上でやってほしいと、そういうような通達だと思うのです。

そういった意味で、聞きなれない言葉、専門用語で、平たく言えば技能実習生、外国人労働者という、そういう単純な一般的な言葉でないことで、いろいろ複雑になっておりますけれども、当町においては、先ほど町長が言いましたように、住民登録されるわけですから、住民税15人、それから国保には11人の方が入られると。それから社会保険、これは法人事業所、そういう人たちが22人いるというふうにも聞いておりますので、もちろんその中で働いて、給与所得があった場合には所得税も申告してきちっと納めていると。そういった意味で、人格的に、1人の人間として、町民として受け入れられるという状況の中では、当然町民の与えられている住民サービス、そういったもの、先ほどの議員から質問ありましたように、高齢者にしても、あるいは福祉に関しても、それと同等に取り扱う必要があるのではないかなど私は思うので、先ほど言ったような意味合いを含めて質問しているわけです。

先ほど言った自治行政局の国際室長から出されている通達について、前段で述べてみたいと思いますけれども、その前に、相談役を置いてほしいと言ったのは、今回、北海道の鈴木知事が取り組んだ中で、北海道外国人相談センターというのがあります。つくられました。そういった意味で、いろいろそういうものとのリンクというのか、つながりを考えたときに、当町にも行政として置いたほうがいいのではないかという意味で言っているわけなのですけれども。

いずれにしても、先ほどの通達の中で、北海道では今、相談センターをつくった段階では、2万人を超えている形らしいです、北海道の場合。そういった意味で、外国人登録者は、プランの中を読みますけれども、「外国人登録者数は、平成16年—18年の通達ですから16年なのですからけれども—200万人ということになっています」、この10年間で約1.5倍ですから、あれから13年たっている。18年の通達からはもっともっとふえていると思いますけれども、この中で、「今後のグローバル化の進展及び人口減少傾向を勘案するとき、外国人住民のさらなる増加が予想されることから、外国人住民施策は既に一部の地方公共団体のみならず全国的な課題となりつつあります。このような中に、国籍や民族等異なる人々がお互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくような多文化共

生の地域づくりを推し進める必要性が増しています」というのが、平成18年、13年前につくられた通達ですので、この辺をもう一度見直して、今言った形を、いわゆるグローバル化の中での考えを常に持ってほしいなと思います。

そういった意味で、職員の配置と、それから、今、町長が答弁されましたように、7カ国から来ていると。言語が現地語も含めると相当な形で複雑化されていると思いますが、けれども、今どきの時代では、私も信じられない形で、漫画の世界でドラえもんがほんやくコンニャク機みたいなものがあつたのですけれども、今現在、それと同じものが、ポケトークというのがあります。それを見ると、簡単にお互いに会話のやりとりができるという、そういう状況の中で、当然言葉の壁というのはそんなに苦にならないのではないかなと。そういった意味で、私は担当職員というか、専門の職員を置くことによって、そういう中で働いている人たちの言葉の壁を取り除くためにも専門職員があつて、いろいろな相談役になってほしいなということをしています。そういった意味で、④で、言語の援助は、いろいろ問題点はあるかと思いますが、町長が懸念した点があるかと思いますが、今の時代では、そんなに気にしたものではないのではないかなと私はそう思っています。

そういった意味で、実際上来ている人たちで、何が障害なのかという話、障害というよりも、苦勞しているのかといったら、先ほど言った言葉の問題もあるけれども、例えば行政的には、ごみの出し方、もちろんたけた人が、能力のある人という言い方はまづいのかもしれませんけれども、来て働いている人たちもいます。そういう中で、日本語に訳しながら實際上運用しているという話も聞きます。そういった意味で、ごみの分別の仕方とか、あるいは陸別の案内板なんかについてもいろいろ、看板は上げる必要はないと思いますが、文書的なものをつくることによって、サービスをすることが、働いている人が安心して住み続けられるというか、働きやすい環境づくりもいいのではないかと思うのですけれども、そういった形のことを行政として考えはありませんか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 言語への援助等々、ごみのお話のこともありましたが、昔、過去に陸別町農林推進協議会主催で、夏休みなどの期間に来る大学生の農業実習生の交流会を開催したときに、あわせて外国人の研修生、当時は中国人が主体だったと思うのですが、参加してもらっていたということはあつたようであります。また、今はJA農協が管理団体とはなっていないのですが、農協が管理団体となって受け入れた時期には、年に数回、そういうことも危惧しまして、研修生と受け入れ農家が参加する交流会というのを開催されていた模様であります。また、今そういう交流会というの、農業経営スタイルで、それぞれサイクルの違いもあるので、なかなか開催時間等、集合時間等を合わせるのも難しくなっているなど、そのように感じているところでもあります。

議員の御指摘、私も十分理解はできるのでございますが、担当者を置いて対応するというのはやっぱり難しいなど、そのように考えます。言葉だけでなく、各国の習慣な

ど専門的な知識も必要であるなど、そのように考えていますので、今言われました道の相談員との連携をとることは可能だと思っておりますので、これからそこら辺、調整、また、研究、情報を入れていきたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今の時代は情報化時代と言われる中で、それほど難儀なことではないと思います。先ほども言ったような、文明の利器かどうかわかりませんが、ポケットクといって、何か国語も簡単にやりとりできるという、そういう時代に入っていますので、取り組む気になればそんなに難しいことではないと思うのです。そういった意味で、外国人との、簡単に言えば、来て働いてくれて、先ほども町長がメリットについても言われているものを達成する上でも、大事にというか、そういった意味で、交流会なんかも含めるけれども、そういったやりとりをすることによって、安心して現場で働けるということを保障してほしいと思います。そうすることによって、当町に対する考え方も、先ほど言ったように、あくまでも人口減少傾向を勘案するという、そういう通達を達成する上でも必要なことだと思っておりますので、そういう意味で、外国人同士の交流をすることによって、簡単に言えば、同じ国から来た人たちが安心して、もちろん生活形態やら仕事のことからいろいろ話し合えるという場が彼らというか、その人たちにとっては大事なことだと思うので、交流会などについても、あくまでも実施母体として行政が取り組むことは僕は必要だと思うので。

今、町長が言ったように、受け入れ団体、実習実施者の中に農協が入っていないと言うのですけれども、つい先日、農協のほうから、いわゆる実習生を受け入れる農家のほう、現場のほうの人は、技能実習責任者講習というのを受けないと受け入れできないらしいのです。そういった意味で、18日、農協から、そういう講習を受けなさいと。そうすることによって、実習生を受け入れることができるようになりますというのが来ています。スケジュール、今年度は4カ所指定してきておりますので、農協も当然、先ほど言った実習実施者になれますので、多分、農協のほうからまだ聞いておりませんが、担当職員がそういう講習を受けることによって実施者になるのではないかと思いますので、こういった意味で、農協も取り組んできているということをまず申し上げておきたいと思っておりますので、行政としても、おくれればせながらにならないように、今言った担当者を置くと。産業ですので、あくまでも産業振興課のほうだと思いますけれども、職員を、兼職でもいいですから、置くことが僕は重要だと思うので、その辺、さっき言った交流会を実施するプランだって立てないとだめだと思うのです。実際上来ている人たちにわかる内容のチラシとか、そういうものを言語を通じてお知らせするためにも、そういう担当者がいるとスムーズにいくのではないかなと思うのです、そういった面では不可欠だと思うので、取り組んでほしいと思いますけれども、もう一度その辺についてどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今のお話ですが、先ほど私、J Aと言ったのは、もとJ Aも管理団体になっていたのだけれども、今は管理団体ではないということを申し上げて、実習実施者でないということは申し上げていませんので、そこは誤解しないでいただきたいなと思います。

議員のおっしゃることは我々も重々わかっておりますが、これからの流れ、そして、模様等を見ながら、実習実施者の方からも幅広く情報を仕入れて、おくれることのないようにしていきたいと、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 法律ができて間もない状況なので、各自治体で取り組みもこれからのことだと思いますけれども、当町は、私がこうやって質問した中で、町長が前向きな形で取り組んでくれるということに対しては、こういうグローバル化した社会と、日本の少子高齢化の中で、働く人たちが各事業所においても非常に苦勞しているという点では、こういう人たちが来てくれることによって、すごく重要なことだと思うのです。

業種的にも、今回の法律で決められているのですけれども、その中には、個人的な話で申しわけないけれども、当町においては介護職員とか、あるいは建設業、それから自動車整備業、宿泊業、農業、外食業とかといろいろ、そういうところにも来られるようになっておりますので、全体的に、今後まだまだ、先ほどの通達にもありましたように、減ることはないと思うのです。ふえることはあっても。そういった意味で、少しでも率先して、行政として取り組んでいってほしいと思います。

そういった意味で、外国人同士の交流会とか、聞いたところによると、あくまでも言葉は、専門用語は使わないで、雇用主というのですか、来てくれる農家の人たちの配慮によるのかもしれませんが、各地域にある自治会に参加させているところもあるらしいのです。そういったところもオープンになるように、いわゆる地域ぐるみでその人たちを迎え入れて、簡単に言えば、その家の家族みたいな形であるというか、従業員ですから、必ずしも家族ではないかもしれませんが、そういう隔たりのない交流をすることが大事だと私は思います。

そういった意味で、6番目の外国人への優遇対策ということをお願いしたいのは、これも聞き取りした中での話でございますけれども、いわゆる来ている人たちは外国人です。自動車の免許も持っていないと。そういった意味で、生活用品あるいは食事のものも含めると、必ずしも、当町にはないものがあると、そういった意味で、言い方は悪いですが、雇用主が休みのときに車に乗せて都市部に行って買い物をさせると。あるいは日常的な食べ物については、セイコーマートにしても農協にしてもあるのかもしれませんが、そこへ買い物に行くのは、近いところの農家はいいけれども、遠いところは、親方というか雇用主が連れていくという、そういう実態がある中で、買い物は本人たちは結構不自由しているという話を聞いております。

そういった意味でいくと、先ほどの議員が質問しておりましたように、当町における行政サービスとしてのコミバスとか福祉バス、通学バス、そういったものの運用というのですか、利用をしてくださいますみたいな話が、先ほど言ったパンフレットみたいなもので周知すれば、かなりそういう問題が解決できるのではないかなと思うのですけれども、そういったパンフレット、資料と。

それからタクシー代もほとんどが、農村部であれば、今回、介護職員として町の中に住む人もいますけれども、それでも来ている人同士が交流するとなれば、タクシーに乗って、休みのときに遊ぶとか、切りはないですけれども、一定の限度を決めて、交通券といったものも必要ではないかと思うのですけれども、そういう対策で、ここに書いてありますように、買い物や交通費、都市部に行く場合には、銀河線が廃止になったけれども、代替バスの運賃を安く利用できるように援助すると、そういったものを含める、優遇策というのは必要だと思うのですけれども、その辺については、急にどうのこうではないですけれども、一応取り組みとしてやってほしいと思うのですけれども、そういう考えはどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 正直言いまして、外国人としての優遇策というのは、今のところ、考えてはおりません。つまり基本的なことは、陸別町民として受け入れていますので、町民の皆さんが受けているサービスは、外国人の皆さんもその行政サービスをしっかり受けていただきたいと。受けていただけるような方策は考えていかなければならないかなと思っています。議員おっしゃるように、隔たりのないようなという意味も含めまして、そんなことは必要ではないのかなと。いずれにしましても、実習実施者の方々の考えというものも一番大事にしていかなければならないのかなと思います。

私もたまたま実習生を受け入れているところに行ったときに、たくさんのお買い物袋を下げて、簡単に言うと、雇用している方と実習生の方々の姿を見るのですが、どこへ行ってきたのと言ったら、どこどこへ行って買い物してきたのだよと。それがまた、話を伺うと、お互いそれでまた意思が通じ合って、すごくいいものを見たなという感じてきたこともあるのですが。町からまず、どうやらなければならない、こうやらなければならないではなくて、そこら辺のことも、先ほど言ったように、実施者の方々の意見も聞きながら考えていかなければならないのかなと、そのようなことを考えています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 町長が、町民と外国人だという隔たりをつくらないで、町民として住民サービスをしているものについては同等に受けてほしいと、そういう言い方をしてくれたので私は安心しました。いずれにしても、あなたは外国人だからという言い方ではなくて、やはり町民の一員として、先ほど言ったように住民税も納めるし、所得税も納める。それから、交付金として人口割の分も、やっぱり彼らの分も入ってきていると思うのです。そういった意味で、少しでも住民サービスの恩恵を受けられるよう

な、そういう方策を前向きに、町長の考えでありましたので。

ただ、そういうものがあっても、言葉がわからない面があるので、先ほど言った、専門職員が現地に合わせた言葉のパンフレットみたいなものをつくるか、本人たちに周知をするというか、そういう方法が大事だと。知らなければ、そういうものがあっても受けられないと思うので、その辺を取り組む上で、サービス向上につなげていってほしいと思います。

それから、先ほど言ったように、雇用主、農家というか、受け入れ側が実際上連れていって、そこで交流し合うということも、意思疎通するのも必要かと思いますが、いわゆる実習実施者の責任というのもあるのです。そういった意味で、技能実習責任者という講習があります。その講習は、先ほど農協から出された通達の中では、1日6時間受けて、そして1万1,000円の負担を納めながら、実習責任者を取ると。そうすることによって、今言った外国人の技能実習生を受け入れるという、そういう流れになっておりますので、これも、1回講習を受けたからそれでいいというのではなくて、3年に一遍必ず受けなければならない講習制度らしいです。そういった意味でいくと、受け入れ側の農家にとっても、それなりの負担、先ほど言った買い物にも連れいくというか、一緒に行くにしても交通費とか、そういったものもあるので、限度額を決めてという方法もあるし、いろいろなやり方があると思うので、その辺を研究しながら、農家が安心して、働いてくれる人たちにサービスするものを行政としても助成というか援助してほしいなと思います。そうすることによって、少しでも陸別で安心して働けたということが、帰った実習生は、それが一つの宣伝になると思うので、宣伝という言い方は申しわけないけれども、少しでも印象をよくすることが当町にとっていいことではないかなと思いますので、その辺も考えて、受け入れ側の負担も考えた上での助成を、ひとつ研究していただきたいと思うのですけれども、その辺については、どういうふうに取り組んでくれますか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お話の御質問であります。実習管理責任者の受講ということでは、こちらもちよっと調べてみましたが、これは、管理団体を設置する際に必要になるということでございまして、現時点では、この該当はないと。先ほど申し上げました、農協は過去には管理団体ということでありましたが、現在は受けていないということであります。

技能実習責任者、これは実習実施者が配置なのですが、現在は養成講習を受講しなくてもよいが、議員おっしゃるように、詳しく言うと、今年度末までに受講しなければならないということにもなってきます。これは、実習生を受け入れる際に必要なことでありまして、基本的には、実習実施者の責務であると私どもは考えております。

その講習でも、それぞれ実施者に負担がかかるということ、それはもちろんわかるのですが、町として考えた場合、その受講の際に補助等を考えるかどうかということも頭に

は浮かぶのですが、受け入れていない他の事業者等々の公平感等も十分考えてみる必要があるのかな、その公平感等々をしっかりと考えなければならないということも事実であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 町長、公平感という形で今お答えいただいたのですけれども、いずれにしても、この制度は、今までも、過去には外国人を受け入れてきた歴史的なものがありますけれども、過去には、強制連行とあって、炭鉱で働かせていた、そういう植民地的な考え方で連れてこられた労働者はたくさんいます。日本で亡くなった人。そういった流れと、少しでも今の近代的な、そういう異文化の人たちを連れてきて働いてもらうということについて、今ようやくスタートラインについたみたいな、改善された上で、そういう今、実習制度という言葉でくくられているわけなのですけれども、少しでも、このままではないと思うのです。常に新しい形で改善されると思うので、先ほどいった実習受入先の農家の負担を少しでも軽くしていただけることが、今後の実習生を受け入れる環境というのは整うと思うのです。

そういった意味で、先ほども言いましたように、この文書は9月18日ですから、きのう、ファクスで来た。農協では、技能実習責任者講習、⑧で書いてある実習管理、管理という言葉は、ごめんなさいですけれども、訂正します。あくまでも技能実習責任者ということです。そういう言葉に、正確な意味合いとしてはそうです。それを3年に一遍受けなければ実習生を受け入れることができないという、そういう条件もありますので。農協から来た文書によると、今年度は、きのう来た文書ですから、これからの話で、4回、釧路、帯広農協連ビル、旭川、北見農業会館で受けられると。さきに実際に講習を受けている人は札幌まで行って受けたという実績でやっております。私としては、札幌まで行く交通費等を考えたり、それも受け入れる親方の一つの仕事なのかもしれないけれども、今後、先ほど言った業種、介護業でも技能実習責任者講習を受けていないと受け入れられないと思うので、これは何も農業だけに限らないと思うので、一般的な受け入れ側としての講習だと思っておりますので、公平感があると思えます。そういった意味で、ぜひそういうものについて、本当に全額出せというわけではないのですけれども、3分の1でも助成するような方法を考えていってほしいなと思えます。

そういった意味で、町長にお願いしておきたいけれども、いずれにしても、今言ったような、走りでありますので、いろいろ改善点があるし、行政としてもいろいろ困惑している面もあると思うので、十分、先ほど読み上げた通達も14年前に出ている、簡単に言えば、担当部局としては、多分流れてきていると思うのです。そういった意味も含めると、もっと今の時代に沿った取り組みをしていってほしいと思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） このことも実際動き出したばかりで、これからいろいろな変化

というものは出てくると思いますし、私どももそこら辺はしっかりと勉強しながら、また、実習実施者との、今のところまだ要望は町のほうにも入っておりませんが、そこら辺と連絡も密にしながら考えていくことが必要ではないのかなど、そのように考えています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 受け入れ側の人たちと、あるいは当事者、いわゆる外国人というか、その人たちが要望とか、そういうものも、先ほど担当者をつくることによって、より細かく知ることができると思うので、そういう状況をつかまえる上でも置いてほしいと思います。

私は、こういうものを取り上げるときに、全部ではないですけれども、聞き取りしたところによると、来ている人たち、いわゆる外国人がお互いに、今どき、この牧場がどうですか、そういう守秘的なものはないらしいです。お互いに、今どきはスマホで全部情報交換しているので、交流会をやったって、その中でのものは言ったらだめとか、いいとか、昔はあったらしいです。管理責任者が實際上、行き来させるなどか、携帯も持たせるなどというような形があって、今はそんなことはないです。

そういった意味で、7番目にある、要望として、農協と町にWi-Fi、僕はこういうものの意味はわからないけれども、どういうものかといったら、通信施設らしいのです。それをやることによって、お互いに持っている携帯、今で言えばスマホではない、もっと高度なのか、そういったものを使えるらしいのです。そういった意味で、今はないというふうに聞いておりますので、こういうものを農協や役場に置くことによって、お互いに来ている者同士の交流が、そのことによって情報交換とか、いろいろ自分の国の情報なんかも取り入れることができるらしいので、その辺を、今は置いていないと聞いておりますので、Wi-Fiのルータを置いてほしいと思うのですけれども、その辺についてどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） Wi-Fiのルータの設置ということではありますが、外国人技能実習生が通信機器を使う場面を想定してみますと、休憩時間または実習後、そして休日ということが考えられます。そうなりますと役場だとか農協というよりは、実習先の事業所あるいは宿舎等で利用することになると、そんなふうに考えます。

そして、それぞれの実習先では、既にWi-Fiの環境が整っているところもあると、そのようにお聞きしております。参考までに申し上げますと、ぷらっとでは、施設がオープンした平成27年7月からと、道の駅では、同年に帯広開発建設部がフリーWi-Fiの環境を整えていただいております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 私自身、聞いた話で言って、余り理解していないで質問して申しわけないですけれども、そういった環境を整えて、少しでも今の時代に沿った形をと

れるような方法をとってほしいということで質問しているわけなので、そういう面で、完備されているところがあれば、利用できる方策、そういうものも、決して情動的に流さなくても彼らは知っているのかもしれませんが、そういったものを利用できるようにしてほしいと思います。

もう時間もありませんので、9番目の、実習することによって、3年、5年、それから、特定技能者については8年ぐらい、トータル的にはなる。あるいは、牧場の名前は言えませんが、今度そこに入ってくるのは、研修生として、将来ここで技術を身につけた人が帰ったときに、向こうのリーダーになれるという、そういうことで、研修実習生というのか、特定技能者、そういう人たちが来ることによって、簡単に言えば、当町に移住する気持ちがあった人は、長くここにいて、ここでお世話になったというか、そこで働くことによって生活することができる。また、家族ができる場合もある。そういった意味からいくと、今後、今回できている制度についての中身を見てみましたが、そこまで行かない、あくまでもトータルで5年たったら帰るという意味合いを含めていますので、移民的な制度ではないというふうに理解しております。そういった意味で、今後、こういうものが少しずつ発展することによって、陸別で住み続けることができる移民的な感覚を持ってくると、当然日本人して帰化というのですか、そういうものまで発展できるのではないかなと。

そういった意味でいくと、人手不足対策とか、あるいは少子高齢化の当町にとっては一つの望みが出てくるのではないかなと思うので、こういうものまで、将来的に。日本全体で今、働き手を少しでも確保しようとするれば、それは決められた升の中でのやりとりで終わってしまうと思うのです。あくまでも日本には、少子高齢化という時代に入ってきている中では、当然外国から、言い方は悪いですが、アメリカという国は、イギリス人が植民地的というか、結局アメリカ大陸を発見して、そしてイギリス人が住み続けて、あれだけの国になったということから考えると、必ずしもあそこにいる先住民がアメリカをつくったわけではない。これはどこの国でもそうですけれども、日本の場合でも日本人だけで日本の国をつくるという時代にはならない。先ほど言ったグローバル化している中で、大いに外国人を受け入れることによって、将来的な日本の国というものが存続できるのではないかと。それには、そんな大きなことを考えなくても、当町にとって、存続できるのではないかなと思いますので、外国人を大事にするというのですか、少しでも陸別なら政策というのを取り組んでいくことが、先ほど言った望みになるのではないかなと思うので、その辺、町長の英断なる考え方で、国には、多分この制度では、取り組み方、今言ったものは難しい面はあるけれども、少しでも前向きな形で制度も改正されていくと思います。これだけ日本は人口が毎年減っていく、もう1億人切るのは確実な状況ですので、そういった意味で、少しでも陸別では人口も、いわゆる創生の中で、ひと・まち・しごとという難しい面を含めると、外国人のそういう人たちの形をとることが、少しでも先見があるのではないかなと思うので、その

辺を考えた上で町長の考えをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 移民とか日本国への帰化ということは、日本の国の今までのあり方から言っても、なかなか一遍にということになりませんし、また、基本的に、こういうことは外国人それぞれ個人の問題というのが基本だと、そのように考えています。

これも条件として、国内に5年間以上継続、これは通算ということではなくて、継続して5年間以上住所を有しなければならないということもあります。許可するのは、もちろん法務大臣でありまして、これは非常に重要な問題でありまして、今の時点で町としてどうこうということにはならないのではないかと考えています。

しかしながら、今の日本、当町もそうですが、人手不足、そして労働力不足やなんかもあります。最終的には、今の方々が就労者として移住してくれるというのが一番ありがたいことであるから、まずは、基本の、先ほども申し上げました町民と同じ行政サービスを受けられるような方策というのが一番大事なのかなと。

そして今とても私、個人的には大事な時期だと思っています。陸別に来てすごくいい思いをして、また戻ったならば、また彼ら彼女らは陸別のこともお話ししていただけるのかなと、そういったいい循環ができていけば、またいろいろなことにつながっていくのかなと。ですから、議員おっしゃるように、今の時期はすごく大切にしていかなければならないと、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 私、今回こういう質問をして、かなり難題的なことも言っていますけれども、町長が今そういうものが重要な時期だと捉えて率先して、法律のないことをやれとは言いませんけれども、これは国会で決めることだから、必ず同じような状態ではないと思うのです、法律も変わると思うのです。どんどん変わってきて、少しでもこういう日本の状況を考えたり、地方自治を考えると、前向きな姿勢で進んでいける希望があると思うのです。そういった意味で、今、町長が言った決意は僕は非常に大事だと思うので、それを率先して実践して行ってほしいということをお願い申し上げまして、私に与えられた1時間の質問でございますので、大変ありがとうございました。お答えいただければ幸せですけれども、どうぞよろしくお願いします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員の御意見、十分参考にしていきたいと、貴重な御意見いただきましてありがとうございます。

○議長（本田 学君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） それでは、私の一般質問に入りたいと思います。

私も一般質問に入る前に当たりまして、このたび先輩で、これからもいろいろな自分も御指導をいただいたり、今後の陸別を考えるに当たって、御一緒する気持ちでもありました山本厚一議員が亡くなりましたことに、御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

また、現在まだ停電が続いている地域も多いと聞いておりますが、気にしておりました千葉県の大停電によって被災されている皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。昨日、ミネラルウォーターの件でお話も上げたのですが、陸別とかかわりが強い東金市と連絡がとれたということも安心してお話を聞かせていただきました。

それでは、質問のほうを進めていきたいと思います。

今回、標題といたしまして、陸別町職員の労働環境についてということで、まず1点お聞きしたいと思います。

これに関して、私から一般質問として上げるに当たりまして、本来、労働環境、労働条件ということについて、日ごろ陸別町の労働組合のほうと労使交渉をされていることかと思しますので、その点に関して触れることを御容赦いただきたいと思います。

また、この質問をするに当たりまして、自分の思いといたしましては、初めに書きましたように、日々陸別町であったり町民の皆様のために、各課において非常に多種多様な業務に当たっている役場の皆さん、職員も町民であるということの思いから、こういった質問、労働環境についてお聞きしたいという考えでの質問ですので、どうかよろしくお聞きしたいと思っております。

1点目ということで、今年度4月から働き方改革関連法案が施行されておまして、陸別町の時間外の勤務状況はどうかということに関しましてお聞きしたいと思っております。

さきの決算審査意見書のほうにも、職員の時間外勤務状況ということで、その他のほうにまとめられておりましたが、その点、今現在の職員の労働時間外の発生について、どのような考えを持たれているか、お聞きします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の御質問でございますが、時間外勤務につきましては、これは命令、そして受命というルールに基づいて行われているものであります。当然それに対しての時間外勤務手当は支給されますし、振りかえ休日なども命令の形で実施されることとなります。

ただ、監査委員による決算審査意見書で御指摘のとおり現状もあることは事実でありまして、今後について、改善に向けて努力をしていきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） そのように時間外の状況がまとめられておりますように、推移

としても毎年ごとの時間外勤務の総数が数字としてあらわれておりまして、実際に昨年度より、前年比におきまして約2,000時間ほど減少している部分につきましては、業務の改善が見られるというふうに自分も拝見できたのですけれども、それにしても年間、時間数にすると約1万時間が時間外が発生しているということから、役場の職員としての業務量が、現在の業務遂行の中で、なかなか回らない状況があるのかどうかというところの印象はいかがでしょうか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 時間外というのは、なかなか難しいことがありまして、監査委員の指摘にも書いてある、これは議員も読んでいただけたのかなと思います。部署によって忙しいところもあるのは事実でありまして、また、災害とか選挙などによっても時間外というのは発生して、これもまた予測のできないようなこともありますので、一概に、忙しいときに合わせて職員を増員するとかということにはならないと思います。ですから、できれば今の体制でお互いに協力し合って減らしていくというのが前提かなと。また、そこら辺いろいろ問題が出てきたら改善するような努力は常にすべきでないのかなと、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） そのような現在の職員、各課の人数体制で、日々業務に当たっている職員の御尽力であったり、職員間の連携によって、そういったものが今後も、この働き改革ということで、職員も一町民ということで、労働によって受ける心身が健全に保たれている状態で日々業務に当たれるということが、本当に町のためであったり、町民のためになるのかなというふうに私も思いますので、その点、いろいろな、今後も連携によって改善されていくことを私も願いたいと思っておりますし、日々の仕事の大変な部分から受けるストレスから、逆に仕事に対してのモチベーション等が下がってしまうようなことも懸念しておりますので、その点、今後も考えていただくようお願いしたいと思います。

引き続き、その点に関してなのですけれども、各担当別ということでの記載もありまして、それぞれの課について、どの課がという話だけではないと思うのですけれども、特にお聞きしたいと思ったのが、土木関係、建設課ということで、いろいろな技術であったり、知識が継承されていく面もある部門かと思っておりますので、そういった面でもやはり大きな残業の時間であったり、非常に職員の方が業務に当たっているところも拝見できるので、今、建設課で担っている業務、また、そういったものを今後、知識であったり、町のハード面に携わっているところの技術、知識の継承ということも含めて、今後についてどのように考えているか、お聞かせください。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほども申し上げたこととちょっと重複するかもしれませんが、まず、議員おっしゃる土木担当、これは土木施設の災害が発生した場合に、時間外

勤務が平年より増加するという事は先ほども申しました。

ただ、技術職の場合は、事務量が增大するからといって、異動などで重点配置することはできません。そうかといって、採用補充についても安易にすることはできません。現時点におきましては、現状の体制の中で事務軽減をどのように行っていくのか、これは組合のほうとも相談しながら改善に向けて鋭意努力していきたいと、そのように考えています。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） ありがとうございます。そのように考えていただけると、私がこの質問として、労働組合との日ごろの話し合いがある中で、こうして触れる形になってしまったのですけれども、今、陸別町のためにということで考えた一つの町の職員の労働環境ということで、そういった回答をいただけて大変ありがたいと思います。

この点につきましては終わりました、次の項目として上げましたのが、前回定例会で設置についてお話がありました喫煙ハウスについてお聞きしたいと思います。

健康増進法の7月の施行によりまして、その利用が町の施設においては当然だということになるのですけれども、実際に昨日喫煙ハウスが設置されているところを拝見したのですけれども、話をされている方もいると思うのですけれども、実際に使用できるようになるのはいつからなのでしょう。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 喫煙ハウス2カ所、議員おっしゃるように設置はいたしました。しかしながら、これから電気系統の工事がまだ残っておりますので、若干日にちがかかると思います。一応、早くから、今月中ということは言っていたのですが、若干早まるのではないのかなと、私、個人的には思っています。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 喫煙ハウスの使用について、役場庁舎の横のほうについたもの使用については、そのように理解いたしました。

もう一つ、道の駅のほうに設置されたところも拝見したのですけれども、今回、設計の部分は自分も図を見させていただいたのですけれども、実物を昨日確認いたしました、思っていたより、プレハブというか、結構業務的なようなものを想像させる建物でして、ちょうど駅のところに配置してあったのですけれども、景観的にもああいう場所でいいのかという話にもなってくるかなと思うのですけれども、道の駅に設置されている喫煙ハウスについては、あくまでも仮の措置であるものなのか、あのまま電気工事をして使っていくものなのか、お聞かせいただけたらと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ふるさと交流センターにつきましては、施設の出入り口付近で、利用しやすく、除雪などを踏まえまして、管理している方々の意見を踏まえまして、17日にバス待ち合い場所の裏側に配置したところであります。この場所につつま

しては、さらに道の駅利用者やふるさと交流センター全体の関係者の皆さんの御意見によりまして、よりよい場所がありましたら、今の場所も含めまして、さらに検討していきたいと、そのように思っていますので、今の場所が決定という捉え方ではありません。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） わかりました。決定ではないということで。また、これはあくまでも設置場所を拝見した私の意見になるのですけれども、道の駅ということで、多くの観光客が来られる場所として、景観的にも、場所についてという思いがあったので、きのうのことですが、ここで話を上げさせていただきました。

それにかかわってですけれども、このような健康増進法にかかわって、受動喫煙の対策としての措置として、設置がされた喫煙ハウスですけれども、もう一つ、その際に、自分も頭から抜けていたのですけれども、若葉のバーベキューハウスも町の施設ということで、夏期の間も既にたくさんの方が利用されたかと思うのですけれども、7月以降、バーベキューハウスの喫煙についても、町民に対して禁煙をお願いするという形の考えでよろしいのでしょうか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 若葉の野外活動施設の関係かと思われそうですけれども、そちらにつきましては、教育委員会が所管ということでありますので、私のほうから答弁をさせていただきますというふうに思っております。

受動喫煙の関係では、教育委員会所管の施設につきましては、実はことしの4月1日から小学校、中学校の敷地内禁煙を先行して実施させていただいております。その後、7月1日から役場関係と追随いたしまして、そのほかの教育委員会所管の施設については、7月1日から、基本的に敷地内禁煙ということでありますので、若葉にあります施設、パークゴルフ場、野外活動施設等についても7月1日から敷地内の禁煙ということになりますので、駐車場等についても同様の形の中で禁煙をお願いしているところであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） そういった町の施設として回答いただきました。

現在の時代というか、喫煙に関しての考え方という意味では、町としての対応というか、考え方も非常に求められるのかなと思っておりまして、今回、健康増進法にかかわっては、来年度の2020年の東京オリンピックに向けて、2020年4月には全面施行ということで、これからもそういった対応が進んでいくところなのですけれども、あくまでも健康増進法という意味合いで、受動喫煙を、意図しない喫煙をさせないという配慮の部分の対応の仕方だと思いますので、そういった町の中の町民が使う施設において、禁煙というルールがあるのであれば、町民がルールを受け入れて使うということ

も、使えるように町として考えていくということも必要かなと思います。

なぜこういう話を上げるに至ったかということ、どうしても今、喫煙される方、されない方ということで、なかなか共存というか、吸われる方と吸わない方が共存するところ、ところが難しい話にもなってくるかなと思うのですけれども、そういった意味でも、受動喫煙をさせないという対応を町としてどのように考えるか、私自身も考えたいと思うのですけれども。

その点について、今回、職員の労働環境についてということで、今後も話に触れるのですけれども、実際に今の町職員の労働時間内の喫煙であったり、休憩時間にもかかわってくるかと思うのですけれども、内容にも書きましたとおり、これは、喫煙される方について言うわけではないのですけれども、日々の労働時間に関して、あくまでも職員がゆとりを持って、休憩時間にたばこを吸いに行かれたり、おのおの自分の仕事の取り組み方ができるような環境になっているのか、そういった職員の中で意識が統一されているのかという部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 私も個人的に言いますと、10数年前まではすごくたばこ、ヘビースモーカーでありました。そして今はたばこを断っております。吸う気持ち、そして吸わない人の気持ち、両方わかっているつもりではありますが、喫煙に関しましては、これは、業務時間において喫煙者それぞれが任意に喫煙をしております。

その考え方ということでございますが、これは私としては、職員全体に言えることですが、ほかの嗜好品としてコーヒーやお茶を入れて飲んだり、自動販売機で清涼飲料水を購入して飲んだりするのと同じだというふうに思っております。どんな職種でありましても、適度な息抜きというのは、これは絶対必要でないかと、そのように思っています。

ただ、今後、非喫煙者への受動喫煙がなくなる環境づくりをしていく必要がありますが、これは施設や設備だけに頼るのではなくて、モラルの意識を高めていくことも大切なことだろうと、そのように考えております。

現在設置して、この喫煙ハウスまだ使えないのですが、今、たばこを喫煙する職員は、この庁舎の敷地外での喫煙を余儀なくされて、肩身の狭い思いをしているのではないのかなというふうに思いますが、設置後は、そこで気兼ねなく喫煙していただきまして、自分の職場、机に戻ったら、また心機一転、業務に励んでいただきたい、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） その点について、今の町長のお話を聞かせてもらって、それぞれ喫煙についても、職員の日ごろ、ちょっと息を抜くというような。私の質問自体が、たばこによって、業務時間内なのということではなくて、ある意味少し仕事にゆとりを持っていただけるというか、休憩に考えられる部分が、職員間で気持ちとか考え方に相

違がもしあったら、それぞれの職員の仕事のやる気につながったりする部分があるのではないかということ懸念しての質問であったので、それが日ごろの業務から少し、ティーブレイクであったり、コーヒーを飲んだりするとの同じような感じで、その時間を使っているというような感覚で、喫煙というものも、吸っていいということで、喫煙ハウスの使用がこれからも使われるということでお話を聞きましたので、受動喫煙に関しては、今後もさせないという対応が、職員の意識も、喫煙する人の意識として、これは職員だけでなく、受動喫煙させないという配慮の考え方だと思うので、そういったものはモラルが求められると思うのですけれども、お聞きしたかったのは、職員の仕事に当たって、不公平感がないかということだったので、今の回答で納得いたしました。

次に、今回、私たちがそうですけれども、クールビズの取り組みについてということでお聞きしたいと思います。

クールビズということで、ノーネクタイ、そしてYシャツでということ、このように議会にも参加しているのですけれども、これまでもそういった話し合いがされてきたのかどうか分からないのですが、年々このような温暖化で、気温が高くなってくる中で、職員の日々の業務に関しても、夏期というのは大変、デスクに座っている時間もそうですけれども、集中することが難しいような気温の上昇もあるかと思うのですけれども、その中で、クールビズの対策というか、日ごろの職員の労働環境についてということで、エアコンの設置はどうかというお話をしてみたいと思うのですけれども、どのように考えられるのでしょうか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 質問が変わったのですが、ちょっと戻って、先ほど一つ言い忘れたのですが、喫煙ハウスの場所等で、議員の皆様も、例えばあそこがいいのではないかと、そういうような提案、意見がありましたら我々のほうにお寄せいただければ大変ありがたいかなというふうに思います。

そして、たばこの受動喫煙等々に関しましては、これは町民の皆様にも十分啓蒙していきたいと、そのように思っています。

さて次に、今の質問の答えなのですが、クールビズの取り組みというのは、議員も御承知のことと思いますが、環境省が地球環境、温暖化対策のために14年前に提唱して、毎年行っている取り組みであります。

内容は、冷房温度を適正28度、これは本州の暑さで、この温度に設定したと思うのですが、設定しまして、その温度に適した軽装や取り組みを行うというものであります。当町の場合は、本州のように湿度が高くないので、30度を目安に、ことしの気温の推移を調べてみましたところ、最高気温が30度を超えた日が連続したのが7月27日から8月3日まで1週間続きました。確かにことしは5月に突然30度を超える気温になったり、9月だというのに、先日も30度になったりと、体調の管理に苦労した印象がありますが、職員には個々の工夫によって乗り切ってもらっているというのが現状

であります。

さきの議員の答弁でも触れておりますが、庁舎も築後30年超えてきており、今後、設備の更新を進めていかなければなりません。今回の御意見も参考とさせていただきたいと、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 今いただいた回答を含めまして、検討いただけるということで、質問のタイトルが労働環境についてということで、夏期の職員の仕事をしている環境についての話として、エアコンの設置ということで質問を上げたのですけれども、それとあわせまして、庁舎の部分で検討していただけるかということで、同じような話かもしれないのですけれども、町民が使用されるタウンホールであったり、こちらのほうに足を運ばれるロビーであったり、そういった面についても同じように、今後考えていただけるのでしょうか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほども話したとおり、設備の更新というのは、間違いなく、暖冷房装置でなくて、水回りとかいろいろありますので、一遍にということはもちろんできませんので、そこら辺も含めて、確かに冷房に関しては、今、町民の皆さん方からも、議員おっしゃるように、ぜひ必要ではないのかという声も多分に寄せられていますので、そこら辺も参考にしながら計画を練っていきたいと、そのように考えています。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 自分の質問に対して、そのように回答いただけてありがとうございます。

それでは、もう1点上げました私の質問に関しましてお聞きしていきたいと思いません。

文化振興についてということで、特に音楽、芸術ということで上げたのですけれども、自分がかかわっていた部分ということで、音楽、芸能面についてのお話になるのかと思いますので、よろしくお願いします。

自分も子供ころからこの町で育ちまして、子供ながらいろいろなものに足を踏み入れて体験できたということが、今の人生にも大変生きているなというふうに痛感しております。その中で、学生時代において、いろいろな文化であったり芸術に触れることによって、将来の選択肢が広がったり、感受性自体も広がるかなと思うのですけれども、実際に陸別で芸能、文化、芸術に触れるに当たって、どのようなことが今の現状、陸別においてできるのか、お聞きしたいと思いません。

現在、陸別町における文化的な活動であったり、団体の皆様の取り組みの状況等もありましたら教えていただければと思います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） それでは、文化の振興についてということであります。

まず、文化の振興についてでありますけれども、陸別町におきましては、まず、文化活動につきましては、町民の自主的な活動によって成り立っているというふうに思っております。教育委員会といたしましては、この自主的な活動に対しまして、文化協会と協力をして、側面から財政的、物的支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

今、町内の現状におきましては、人口減少に伴って、文化活動、それから各サークル活動が解散または縮小されているというのが現実かなというふうに思っております。

特に、中学校の団体としての部活動につきましては、これは、スポーツ、文化活動にかかわらず、生徒数の減少で困難な状況が続いているというのが現状かなというふうに思っております。

ただ、今、町内の取り組みといたしましては、まず、小中学校におきましては、当然音楽の授業がございますので、歌であるとか器楽演奏、クラシック鑑賞等を体験していただいております。それから、小学校におきましては、音楽の授業等で学んだものを学習発表会で発表しているところでもありますけれども、特に、昔、陸別は、一般の団体でありましたえぞ木やり太鼓がありますけれども、一般の団体が解散した後、今度、木やり太鼓をアレンジして陸別小学校の子供たちが、陸別小学校の陸小太鼓ということで、この伝統を引き継いで実施をしているということが、大変ありがたいなというふうに思っているのも現状の一つであります。

それから、議員も小さいときからいろいろ芸術鑑賞を味わったということでもありますけれども、今、小中学校では、児童生徒芸術鑑賞事業というのを実施しております。予算の関係上、残念ながら隔年での開催でありますけれども、音楽関係、それから演劇関係を交互に公演をさせていただいて、生の演奏、演目を味わっていただいているところがあります。中身的には、音楽隊の演奏であるとか三味線、演劇、学校寄席、それから、音楽隊も参加型、体験型の演奏会というのを子供たちに味わってもらっているところがあります。

一般の中では、文化協会がございまして、今、大分縮小いたしまして、15団体での活動となっております。陶芸を行う陶趣会でありますとか、書道の郷墨会でありますとか、写真関係、カラオケ、詩吟、それから日本舞踊、工芸品作製、音楽演奏等の団体が活動しておりますけれども、この中でも特に、小学生を中心としたリコーダーアンサンブルクラブも文化協会のほうに加盟をさせていただいて、各イベント等でもお声をかけていただきまして、いろいろ発表活動を自主的にさせていただいておりますし、この団体につきましては、毎年全道大会にも出場しているというような実績を残しております。この文化協会におきましては、毎年、陸別町の文化祭の芸能発表の場面でバンド演奏、カラオケとかの発表を実施しているというところでもあります。

以上です。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 現在の陸別町における文化活動であったり、団体の状況について、私が実際にこういったところで拝見したことがない話もありましたので、そういった機会、隔年だということでお聞きしたのですけれども、学生の時代にそういった話があった、音楽であったり演劇であったり、こういった質問を上げるに当たって、私も中学校、ここにも書いてあるとおり、私の時代になくなってしまったのが吹奏楽部ということで、実際に音楽に触れる活動がなかなか、こういった小さな町において体験できないのであれば、残念と言わざるを得ないなと思っていましたので、触れる機会があることを感謝して、これからも継続して行っていただきたいと思います。

そういった意味では、音楽ということで、隣町でいうと足寄町であったり津別町においても、津別町においては、今年度、開町100年ということで、長く開催されているのですけれども、日本フィルハーモニー、日フィルというところのセミナーということで、実際にセミナーもするし、セミナーをした後、津別の会場で講演会をするというような活動も24回になるということで、津別の音楽の先生と話をする機会がありましたので、お聞きしましたので、陸別町においてもそういった、何か芸術、芸能を経験できる機会がぜひ確保されていってほしいなと願っております。

今回、もう一つお聞きしたいのが、なかなか生徒数も少ない中で、大人の団体に関しても、なかなか人員が不足してきて継続、存続が難しいというお話を聞かせていただいたのですけれども、今回、そういった音楽の活動につきまして、陸別町の小学校であったり中学校の現在の音楽にかかわる備品であったり楽器であったり、そういったものを、町の音楽の団体が使いたいというような、今現在、そういった団体で使うという話はないかもしれないのですけれども、そういった話がありました際には、使用できるものなのかどうかというのもお聞かせください。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 学校にある楽器の使用についてということになるかと思えますけれども、現状では、御自由にどうぞという環境にはありませんけれども、学校内の活動であれば検討の余地があるのかなというふうに思っております。自由に楽器を貸し出して使ってもらおうということにはならないかと思えますけれども、逆に議員お話ししたとおり、例えば自主的なバンド演奏等、活動するということになりますと、基本的には、まず自分たちで自主活動を行うという形をまずつくっていただいた中で、その中で、学校の使用だとか学校の備品を借用したりということは考えられるのかなというふうに思っております。

特に、中学校につきましては、現状、もともと卒業した学校であるかと思えますけれども、今、空き教室があったりして、私どもといたしましても空き教室の有効活用が今後必要かなというふうに思っております。できれば、今言われたようなサークル活動であるとか、地域町民が活用できるような方法も今後検討していかなければならないかなというふうに思っておりますので、今、議員おっしゃったことも一つ念頭に入れなが

ら、学校の開放も視野に入れながら、検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） ただいまお話聞かせていただきましたところで、一つわかった部分が、中学校の空き教室の利用も考えても大丈夫だということですので、そういったことも、町民の皆様から、自主的に活動がある際には使えるのだということも、私自身もそういう機会がありましたら、きっと大人でも、なかなか生徒数の少ない中で、生徒だけでそういった音楽の活動をするというのが難しいような状況もあるかもしれませんが、別な方法で、大人と共同で共有して活動するという場面ができるようなことがありましたら、そういった空き教室の利用等も、私自身も頭に入れて、考えてみたいと思います。

通告いたしました質問につきましては、これで終わりたいと思います。

それと、最後に、たびたび職員の労働環境ということで質問を上げて、触れてしまったのですけれども、改めてになるのですけれども、こういった質問を上げた経緯につきまして、考えについてお話ししたいと思うのですけれども、休憩がとれているか、とれていないかという部分で、決して職員の労働を、締めつけるというような意図ではなくて、そういった中でゆとりのある労働環境になっているかということのを改めて確認をこの場でしたかったという考えであります。

このような労働時間、日々多種多様な、課ごとによって、町民のために、自分自身も町民でありながら多忙な業務に当たっているというのは、労働時間の残業時間数を見ても明らかですので、自分としても、町の職員の皆様も心身ともに健全な状態でいていただきたいなという思いで、日々の業務に当たっての心の持ち方、不公平であったり不満がないような状況で業務に当たられているかという部分も含めまして、喫煙という部分、喫煙する方というか、国としても、受動喫煙を防止していくという動きもある中で、そういったものとあわせた質問とさせていただきます。

これで、自分の質問を終わりたいと思います。

○議長（本田 学君） これで一般質問を終わります。

◎日程第3 意見書案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（本田 学君） 日程第3 意見書案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読をしてもらいます。

○事務局長（庄野勝政君） 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業などを活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、森林整備事業の都道府県、市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和元年9月。

北海道足寄郡陸別町議会議長、本田学。

以上です。

○議長（本田 学君） 提出者の多胡議員から趣旨説明を求めます。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君）〔登壇〕 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について。

本意見書については、本町議会が加入している北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟から意見書の提出を要望されているものでありますが、ただいま局長が朗読し

た内容のとおり、林業・木材産業にかかわる施策を国に対し積極的に行うよう求めるものであります。

本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多目的機能を有しております。

よって、森林整備と木材の積極的な利用促進を行うには、山村地域を中心とした雇用と所得の拡大が必要であります。そのためには、森林環境譲与税を活用した森林整備の推進及び森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図る必要があるため、国に対して引き続き要望書を提出しようとするものであります。

以上、簡単ではありますが、議員各位の御賛同をお願いし、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、意見書案第3号を採決します。

意見書案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 発議案第2号議員の派遣について

○議長（本田 学君） 日程第4 発議案第2号議員の派遣についてを議題とします。
お諮りします。

お手元にお配りしております発議案のとおり、10月10日から11日まで小清水町、興部町へ委員会合同による視察を行うため、議員全員を派遣したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、議長発議のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第5 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（本田 学君） 日程第5 委員会の閉会中の継続調査についてを議題としま

す。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の委員長から、会議規則第75条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(本田 学君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長(本田 学君) これで、本日の会議を閉じます。

令和元年陸別町議会9月定例会を閉会します。

閉会 午後 3時02分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員